

未来へつなぐ 資源の環

持続可能なまち ふじみ野

第4期ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画

〔計画期間〕 令和4年度(2022)～令和13年度(2031)

目 次

第 1 編 基本事項	1
第 1 章 基本事項	2
1.1 計画の背景と目的	2
1.2 計画目標年度	3
1.3 計画対象廃棄物	3
1.4 一般廃棄物処理の動向と関連法令等	4
第 2 編 ごみ処理基本計画	7
第 1 章 ごみ処理の現状	8
1.1 収集・運搬	8
1.2 ごみ排出	10
1.3 資源化	14
1.4 最終処分	16
1.5 ごみ処理費用	18
1.6 食品ロスの状況	18
1.7 災害廃棄物処理	19
1.8 他都市との比較	19
1.9 第 3 期計画の評価	20
1.10 ごみ処理の課題と今後の対応	23
第 2 章 基本方針	24
2.1 基本理念と基本方針	24
2.2 数値目標と将来ごみ量	27
第 3 章 今後の取組み	29
3.1 食品ロスの削減	29
3.2 環境教育・環境学習	30
3.3 発生抑制・排出抑制	31
3.4 収集・運搬	32
3.5 資源循環システムの構築	33
3.6 処理・処分計画	34
3.7 不法投棄、非常時の対策	35

第 3 編 生活排水処理計画 36

第 1 章 生活排水処理の現状及び課題 37

1.1 生活排水の処理体制 37

1.2 生活排水の処理状況 38

1.3 生活排水処理の課題 39

第 2 章 基本理念及び基本方針 40

2.1 基本理念及び基本方針 40

2.2 数値目標 42

第 3 章 今後の施策 43

資 料 編..... 44

第 1 章 用語集 45

第 2 章 ごみ処理 47

2.1 中間処理 47

2.2 ごみ排出量の推計 52

2.3 現状を維持した場合のごみ排出量の将来推計結果 60

2.4 施策を実施した場合のごみ排出量の将来推移結果 66

第 3 章 生活排水処理（処理形態別人口の将来予測） 72

第 1 編

基本事項

第1章 基本事項

1.1 計画の背景と目的

ふじみ野市では、平成30年3月に策定した「第3期ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画」（以下「第3期計画」といいます。）に基づき、令和2年度には家庭系粗大ごみの処理手数料の一部有料化と事業系ごみ処理手数料の値上げを行い、費用負担の公平化を進めてきました。

第3期計画の中間目標年度である令和3年度に計画を見直し、現状を踏まえ、食品ロス削減推進計画を内包した「第4期ふじみ野市一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）」を策定しました。

本計画は、ふじみ野市における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にし、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 基本構想／前期基本計画」、「第2期ふじみ野市環境基本計画・前期行動計画」及び国・埼玉県の計画等との整合を図りました。

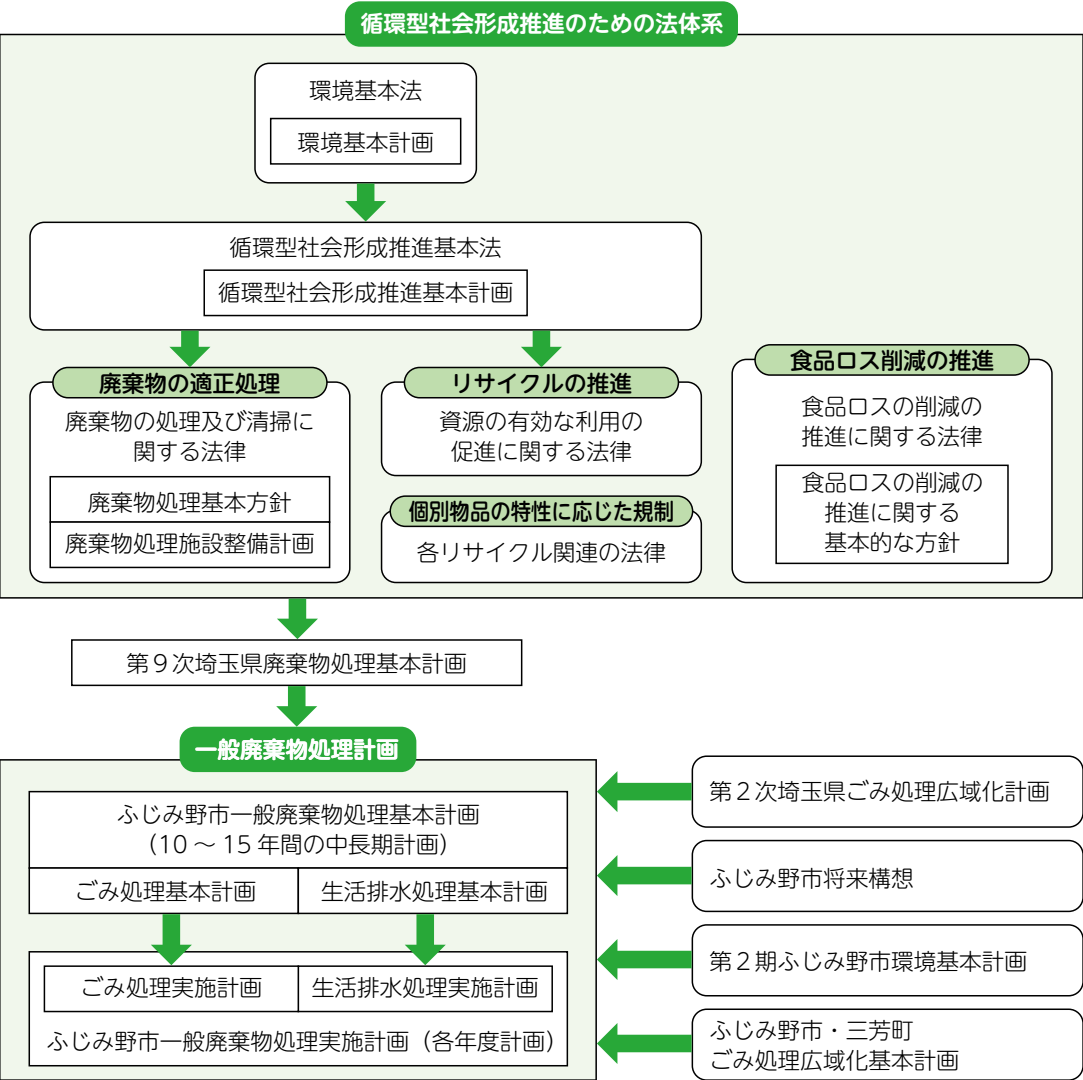


図 1-1 本計画の位置づけ

1.2 計画目標年度

本計画は、令和4年度を初年度とし、計画策定から5年後の令和8年度を中間目標年度、10年後の令和13年度を計画目標年度とします。

また、本計画の初年度は、第3期計画の中間目標年度の1年後に当たることから、本計画では第3期計画の達成状況の振り返りも併せて行います。

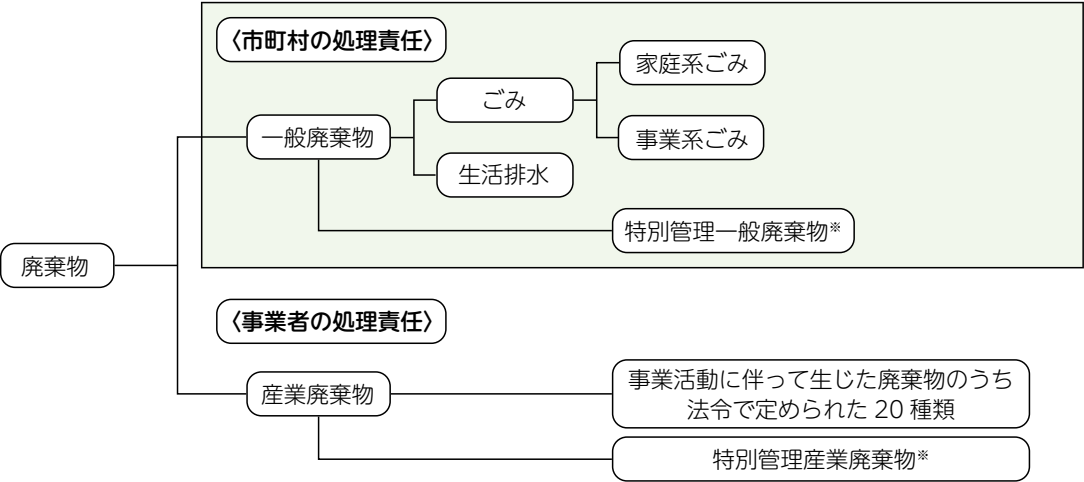
なお、本計画は概ね5年ごとに改定するとともに計画策定の前提条件となっている諸条件に大きな変動があった場合は、本計画で掲げた数値目標や重点施策等についての達成度や各々の取組みの進捗状況を踏まえ見直しを行います。また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検証し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

表 1-1 本計画の計画目標年度

計画期間		令和3年度 (2021)	令和8年度 (2026)	令和13年度 (2031)
第3期計画	平成29～令和8年度	中間目標年度	計画目標年度	
第4期計画 (本計画)	令和4～令和13年度		中間目標年度	計画目標年度
第5期計画 (予定)	令和9～令和18年度			中間目標年度

1.3 計画対象廃棄物

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区分されます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、本計画では、一般廃棄物のごみと生活排水を対象とします。



※ 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

図 1-2 計画の対象となる廃棄物

1.4 一般廃棄物処理の動向と関連法令等

(1) 一般廃棄物処理に関する近年の動向

わが国では、大量生産・大量消費型社会経済活動による環境問題への反省から、環境負荷の低減に向けた様々な取組が行われてきました。平成 27 年には、持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標である S D G s（持続可能な開発目標）が掲げられました。

国では、「第五次環境基本計画（平成 30 年 4 月）」や「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」が改定され、廃棄物をはじめとする環境問題の解決に向けた取組みに加え、S D G s の考え方が取り入れられました。

埼玉県では、廃棄物を取り巻く課題に対応するとともに「持続可能で環境にやさしい循環型社会」の実現を目指し、食品ロス削減推進計画を内包した「第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画」を令和 3 年 3 月に策定しました。

1) S D G s

エスディージーズ

S D G s とは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称で、平成 27 年の国連サミットで採択された、令和 12 年（2030 年）までの国際社会共通の目標です。17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（具体的な達成基準）で構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。



資料：国際連合広報センターホームページ

図 1-3 S D G s の 17 のゴール

2) サーキュラー・エコノミー

サーキュラー・エコノミーとは、従来からある原料、生産、消費、廃棄という一方通行の「Linear Economy（直線型経済）」や Reduce（減らす）、Reuse（再利用する）、Recycle（リサイクル）の 3 R で知られる「Reuse Economy（リユース経済）」の考え方とは異なり、原材料の調達や製品設計の段階から従来廃棄されていたものを新たな「資源」として使用し、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済のことを指します。

世界的な人口増加に伴う資源・エネルギー・食料需要の増大、廃棄物量の増加、気候変動をはじめとする環境問題の深刻化等を受け、大量生産・大量消費・大量廃棄型の線形経済から、サーキュラー・エコノミーへの移行を中長期的に進めていく必要性が高まっています。

3) 食品ロスの削減

「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第 19 号）」が令和元年 10 月に施行され、本法律第 11 条の規定に基づき、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（令和 2 年 3 月）」が閣議決定されました。本法律の第 12 条及び第 13 条では、都道府県及び市町村は本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努力することとされています。

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では家庭系食品ロスについて、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年 7 月決定）」では事業系食品ロスについて目標値を設定しており、共に平成 12 年度比で、令和 12 年度までに食品ロスの発生量を半減するという目標を掲げています。

4) プラスチックの資源循環

(ア) プラスチック資源循環戦略

第四次循環型社会形成推進基本計画において「プラスチック資源循環戦略」を策定することが盛り込まれ、令和元年 5 月に本戦略が策定されました。

「プラスチック資源循環戦略」は、資源・廃棄物問題、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、「3 R + Renewable（再生可能資源への代替）」を基本原則として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略です。

(イ) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）」は、「プラスチック資源循環戦略」を具体化するために、令和 3 年 6 月に成立しました。

本法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

5) 「新しい生活様式」への対策

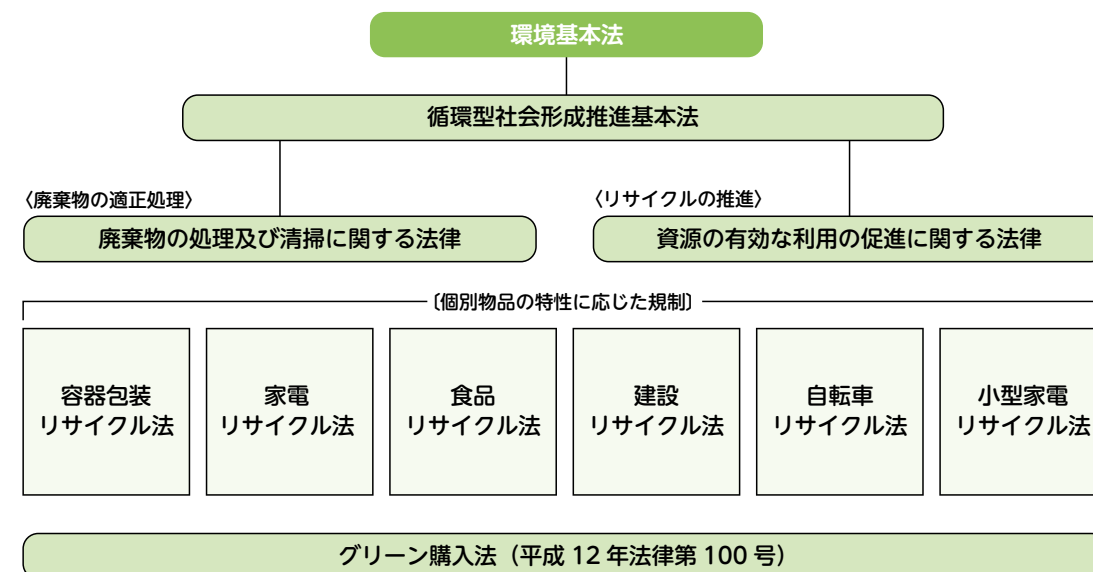
廃棄物処理は国民生活に不可欠な業務であり、感染症拡大時も感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められています。

「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」（令和2年9月策定）では、廃棄物処理業者、排出者、地方公共団体等の各主体を対象に、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめています。

本ガイドラインでは、市町村は県や廃棄物処理業者等とともに事前に感染防止対策を講じ、災害に備えておく必要があるとしています。

(2) 関連法令

環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法（平成5年法律第91号）」に則り、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」が制定されました。本法律は、循環型社会の形成に向けて、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）」及び個別物品に応じたリサイクルに関する法律とともに実効ある取組みの推進を図っています。



※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年6月成立）」はプラスチック資源循環等の取組を推進した法律、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年10月）」は食品ロス削減等の取組を推進した法律です。

資料：環境省 第四次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）を基に作成

図1-4 循環型社会形成推進のための法体系

第2編

ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1.1 収集・運搬

(1) 分別区分

ふじみ野市の家庭系ごみの分別区分は6区分 14 分別で、もやすごみは週2回、もやさないごみ・有害ごみ・粗大ごみ、資源物1、資源物2及び容器包装以外のプラスチック類は2週間に1回、容器包装プラスチック類は週1回、全て委託により収集しています。

表 2-1 家庭系ごみの分別区分及び収集容器等

項目		収集容器等	収集回数
区分			
資源物 1	びん	コンテナ、透明・半透明の袋	2 週に 1 回
	新聞紙	ひも束	
	ダンボール	ひも束	
	紙パック	ひも束	
	布類	ひも束	
資源物 2	飲み物のかん	飲み物のかん専用収集ネット	2 週に 1 回
	ペットボトル	ペットボトル専用収集ネット	
	雑誌・雑がみ	ひも束、紙袋、透明・半透明の袋（シュレッダー紙のみ）	
容器包装プラスチック類		透明・半透明の袋	週 1 回
容器包装以外のプラスチック類		透明・半透明の袋	2 週に 1 回
もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	もやさないごみ	なし	
		透明・半透明の袋	
	有害ごみ	透明・半透明の袋、市指定の袋（乾電池専用）	
	粗大ごみ	なし	
粗大ごみ処理手数料納付券を貼る			
もやすごみ		透明・半透明の袋	週 2 回
		ひも束	
市が受け入れられないごみ（適正処理困難物）		・家電リサイクル法等に則った処理方法を紹介 ・購入店や専門業者、許可業者による処理を行うようごみ収集カレンダーに記載	

(2) 事業系ごみの受入れ

ふじみ野市で発生した事業系ごみは、ふじみ野市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第22条に定められた4品目（紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類）のみをふじみ野市・三芳町環境センター（以下「環境センター」といいます。）で受け入れています。また、事業系ごみの搬入方法は、ふじみ野市が許可した収集運搬業者による搬入または排出事業者自らによる環境センター直接搬入となっています。

(3) 処理料金

令和2年4月から一部の家庭系の粗大ごみを有料で処理しています。また、ごみの減量化及び資源化の推進や、近隣の市との処理手数料の公平性を図るため、令和2年4月に事業系ごみ全般の処理手数料を改定しました。

表 2-2 ごみ処理手数料

対象ごみ	手数料
家庭系 粗大ごみ	一部 500 ～ 1,500 円（自己搬入は半額）
事業系 ごみ全般	10kg につき 220 円
動物の死体	1 頭につき 1,000 円

(4) ごみ出し支援サービス

ふじみ野市では、65 歳以上の高齢者及び障がい者で、身体状況等によりごみ出しが困難な人を対象に、自宅玄関からごみ集積所までごみを運搬するサービスを行っています。このサービスはシルバー人材センターへの委託により行っており、利用者はごみを出す回数に関わらず、一か月当たり 800 円の自己負担金が発生します。

1.2 ごみ排出

(1) 総排出量

1) ごみ排出量

ごみ排出量は、平成 29 年度以降増減を繰り返しており、令和 2 年度は 31,781t/ 年となっています。

発生源別では、家庭系ごみが全体の約 80%を占めており、ごみ種別では、もやすごみが最も多く、全体の約 70%を占めています。

表 2-3 ふじみ野市のごみ排出量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	
人口		人	113,954	114,240	114,394	114,558
ごみ排出量		t/ 年	31,824	31,696	32,138	31,781
発生 源 別	家庭系ごみ	t/ 年	24,585	24,562	25,099	25,352
	事業系ごみ	t/ 年	7,239	7,134	7,038	6,429
ごみ 種 別	もやすごみ	t/ 年	23,104	22,934	22,976	22,590
	もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	t/ 年	2,368	2,508	2,820	2,521
	資源物	t/ 年	5,872	5,806	5,923	6,332
	集団資源回収	t/ 年	481	448	419	338

注) 家庭系ごみとは、家庭から集積所に排出されるごみ、家庭から直接環境センターに持ち込まれるごみ及び集団資源回収として排出される資源物の和を指す。

注) 事業系ごみとは、事業者から排出される紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類（生ごみ）の 4 品目に加えて、公共施設から排出される廃棄物の和を指す。

注) 資源物は資源物 1、資源物 2、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類を指す。

注) 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

2) 1 人 1 日当たりのごみ排出量

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 29 年度以降増減を繰り返しており、令和 2 年度は 760.1g/ 人・日になっています。

令和元年度実績を比較すると、全国平均値より約 150g 少なく、埼玉県平均値より約 100g 少なくなっています。

表 2-4 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
ふじみ野市	g/ 人・日	765.1	760.1	767.6	760.1
もやすごみ	g/ 人・日	555.5	550.0	548.8	540.3
もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	g/ 人・日	56.9	60.1	67.3	60.3
資源物	g/ 人・日	141.2	139.2	141.5	151.4
集団資源回収	g/ 人・日	11.6	10.7	10.0	8.1
埼玉県平均	g/ 人・日	858	858	862	
全国平均値	g/ 人・日	920	919	918	

注) 資源物は資源物 1、資源物 2、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類を指す。

埼玉県平均値：一般廃棄物処理事業の概況（埼玉県）

全国平均値：環境省一般廃棄物処理実態調査

(2) 家庭系ごみ排出量

1) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和元年度に粗大ごみの排出量が増加し、令和 2 年度は全ての品目で排出量が増加しています。令和 2 年度から家庭系粗大ごみ処理の一部有料化を開始しており、令和元年度は有料化前の駆け込み排出で粗大ごみの排出量が増加したと考えられます。また、令和 2 年度は新型コロナウイルス流行に伴う外出自粛により、食品の持ち帰りや通信販売の利用が増加し、ダンボールや容器包装プラスチック類等の資源物の排出量が増加したこと、外出自粛期間の大掃除に伴う不要物の排出等により全体の排出量が増加したと推定されます。

ごみ種別ではもやすごみが最も多く、約 65%を占めており、資源物では集団資源回収を合わせると約 25%になっています。

表 2-5 家庭系ごみの排出量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
家庭系ごみ排出量	t/ 年	24,585	24,562	25,099	25,352
もやすごみ	t/ 年	16,022	15,979	16,104	16,314
もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	t/ 年	2,301	2,438	2,755	2,463
資源物	t/ 年	5,781	5,697	5,822	6,237
集団資源回収	t/ 年	481	448	419	338

注) 家庭系ごみとは、家庭から集積所に排出されるごみ、直接環境センターに持ち込まれるごみ及び集団資源回収として排出される資源物の和を指す。

注) 資源物は資源物 1、資源物 2、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類を指す。

注) 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

2) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和元年度以降に増加傾向にあり、令和 2 年度は 606.3g/ 人・日になっています。これは家庭系ごみの排出量と同様に、令和元年度は、有料化前の駆け込み排出による粗大ごみ排出量の増加、令和 2 年度は、新型コロナウイルス流行に伴う外出自粛により、ダンボールや容器包装プラスチック類等の資源物の排出量が増加したために増加したと推定されます。

令和元年度実績を比較すると、全国平均値より約 40g 少なく、埼玉県平均値より約 60g 少なくなっています。

表 2-6 家庭系ごみの 1 人 1 日当たりのごみ排出量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
ふじみ野市	g/ 人・日	591.1	589.1	599.5	606.3
もやすごみ	g/ 人・日	385.2	383.2	384.6	390.2
もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	g/ 人・日	55.3	58.5	65.8	58.9
資源物	g/ 人・日	139.0	136.6	139.1	149.2
集団資源回収	g/ 人・日	11.6	10.7	10.0	8.1
埼玉県平均	g/ 人・日	659	659	660	
全国平均値	g/ 人・日	641	638	638	

注) 資源物は資源物 1、資源物 2、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類を指す。

埼玉県平均値：一般廃棄物処理事業の概況（埼玉県）

全国平均値：環境省一般廃棄物処理実態調査

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は平成 30 年度以降減少し、令和 2 年度は 6,429t/ 年で最も少なくなっています。これは、令和 2 年度に事業系ごみの処理手数料が値上げされたことに加え、同年に新型コロナウイルス流行に伴う飲食店等への休業要請の影響により事業活動が縮小し、事業系ごみ排出の減少につながったと推定されます。

表 2-7 事業系ごみ排出量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
家庭系ごみ排出量	t/ 年	7,239	7,134	7,038	6,429
もやすごみ	t/ 年	7,082	6,955	6,872	6,276
もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	t/ 年	66	69	65	58
資源物	t/ 年	91	109	101	95

注) 事業系ごみの内、もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ及び資源物は公共施設のみから排出された廃棄物である。

注) 資源物は資源物 1、資源物 2、容器包装プラスチック類、容器包装以外のプラスチック類を指す。

注) 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

(4) ごみ組成 (事業系ごみ)

紙・布類の割合が平均 43.8% で最も多く、次いで厨芥類が平均 29.6%、ビニール・合成樹脂類が平均 22.1% となっています。事業系ごみの受け入れは、紙くず、木くず、繊維くず、厨芥類の 4 品目のみを対象としており、特に紙くずと繊維くずが 4 割以上を占めていることが分かります。

令和 2 年度には紙・布類の割合が減少し、ビニール・合成樹脂類及び厨芥類の割合がそれぞれ大きくなっています。

表 2-8 事業系ごみの組成調査結果 (湿ベース)

区分		平成 30	令和元	令和 2	平均
ごみ生成 (%)	①紙・布類	49.7	46.9	34.8	43.8
	②ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	23.5	19.3	23.5	22.1
	③木・竹・ワラ類	1.8	3.1	4.5	3.1
	④厨芥類	23.8	29.3	35.6	29.6
	⑤不燃物類	0.7	0.2	0.2	0.4
	⑥その他 (5mm以下)	0.4	1.2	1.3	1.0
	合計	100	100	100	100
単位容積重量 (kg/m³)		56.7	82.6	98.8	79.4
ごみの 3 生成分 (%)	水分	33.5	37.2	39.7	36.8
	灰分	5.5	4.8	5.4	5.2
	可燃分	61.0	58.0	54.9	58.0
	合計	100	100	100	100
低位発熱量 (kJ/kg)	計算	10,600	10,000	9,300	9,967
	実測	13,100	11,900	11,300	12,100

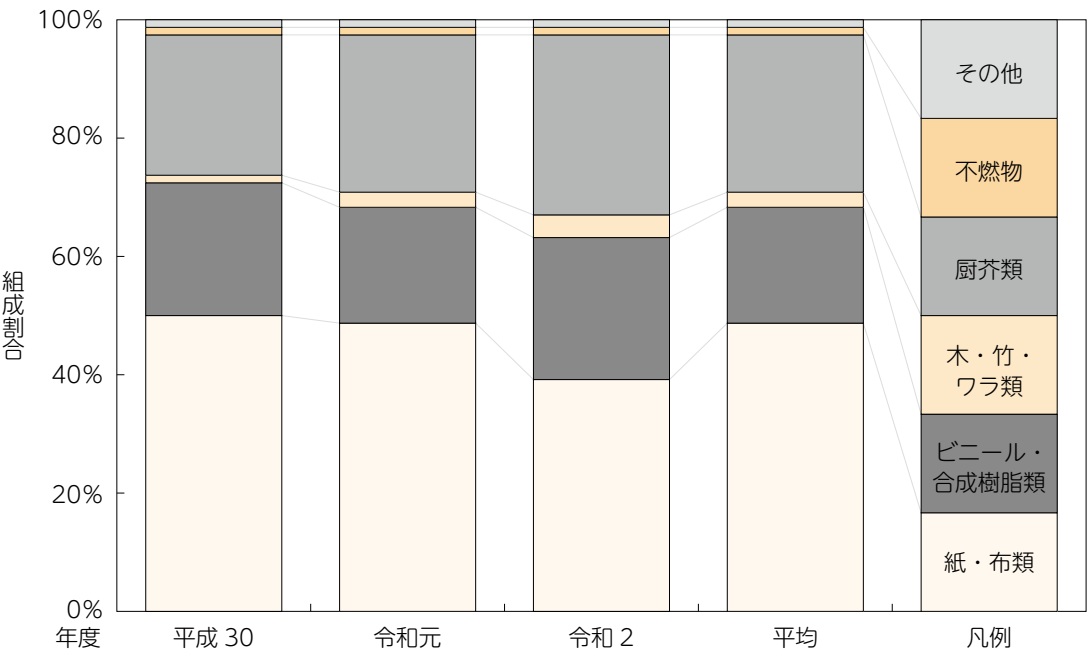


図 2-1 事業系ごみの組成調査結果 (湿ベース)

1.3 資源化

(1) 直接資源化

直接資源化量は、令和元年度及び令和2年度は増加傾向にあり、令和2年度は令和元年度と比較し大きく増加しています。特に、ダンボールの増加が著しく、これは、新型コロナウイルス流行により通信販売の利用が増加したためであると推定されます。

表 2-9 直接資源化量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
直接資源化量	t/年	2,791	2,679	2,732	2,978
布類	t/年	343	311	362	414
紙類	t/年	2,449	2,368	2,370	2,564
新聞紙	t/年	528	435	425	401
ダンボール	t/年	722	691	752	908
紙パック	t/年	33	31	38	37
雑誌・雑がみ	t/年	1,136	1,180	1,125	1,180
シュレッダー紙	t/年	30	30	31	38

注) 直接資源化とは古紙類等の直接再生業者に引き渡される資源物を指す。

(2) 中間処理後資源化

中間処理後の資源化量は概ね横ばい傾向にありますが、令和元年度は鉄類の資源化量が増加し、令和2年度は飲み物のかん、ペットボトル及び容器包装プラスチックの資源化量が前年に比べ増加しています。これは、それぞれ粗大ごみ一部有料化前の駆け込み排出、新型コロナウイルス対策に伴う家庭内食事機会の増加によるものと考えられます。

小型家電・廃家電線・携帯電話のうち小型家電の資源化について、これまでは買取されていましたが、令和元年度から資源化委託費用が必要となったことから、令和元年度及び令和2年度は資源化量が少なくなっています。

表 2-10 中間処理後の資源化量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
中間処理後資源化量	t/年	5,781	5,821	5,764	5,749
セメント化	t/年	2,067	2,096	2,104	2,093
焼却灰（セメント）	t/年	1,254	1,270	1,282	1,295
飛灰（セメント）	t/年	813	827	822	797
リサイクルセンター中間処理後	t/年	1,603	1,616	1,633	1,513
もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	t/年	833	854	895	769
小型家電・廃家電線・携帯電話	t/年	151	158	47	54
廃蛍光管・廃乾電池	t/年	40	40	38	42
鉄類	t/年	512	508	617	589
アルミ類	t/年	19	33	39	43
廃自転車・廃タイヤ	t/年	109	115	154	41
飲み物のかん	t/年	181	169	163	191
アルミ缶	t/年	134	137	135	160
スチール缶	t/年	47	32	28	30
ペットボトル	t/年	308	331	335	361
容器包装以外のプラスチック類	t/年	276	257	234	189
リサイクル工房	t/年	6	6	7	4
民間中間処理後	t/年	2,111	2,109	2,026	2,143
びん	t/年	676	668	617	677
容器包装プラスチック類	t/年	1,434	1,441	1,410	1,465

注) 中間処理後資源化とは市や民間の処理施設で選別等の処理を経て再生業者に引き渡される資源物を指す。

(3) 集団資源回収

集団資源回収による資源化量は、平成30年度以降減少傾向にあり、特に令和2年度は大きく減少しています。これは、集団資源回収実施団体の減少と、新型コロナウイルス流行による市民活動自粛の影響が考えられます。

表 2-11 集団資源回収の資源化量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
集団資源回収資源化量	t/年	481	448	419	338
飲み物のかん	t/年	13	13	13	12
びん	t/年	2	1	1	1
布類	t/年	11	12	13	8
紙類	t/年	454	421	391	317
新聞紙	t/年	348	316	285	227
ダンボール	t/年	81	80	77	63
雑がみ	t/年	25	26	29	28
集団資源回収の参加団体数	団体	48	45	39	36

(4) エネルギー回収

環境センターの高効率ごみ発電施設では、令和2年度にえこらぼ及びエコパへ658MWhの電力を供給し、余った電力9,522MWhは電力会社へ売却しました。

表 2-12 余熱利用の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
えこらぼ、エコパ電力供給量	MWh	851	885	820	658
売電分	MWh	7,677	7,979	8,257	9,522

(5) 資源化量及びリサイクル率

資源化量及びリサイクル率は、減少傾向にありましたが、令和2年度に増加に転じました。

表 2-13 資源化量及びリサイクル率の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
資源化量	t/年	9,053	8,948	8,915	9,065
(リサイクル率*)		28.4%	28.2%	27.7%	28.5%
(1人1日当たりの資源化量)	g/人・日	218	215	213	217
直接資源化量	t/年	2,791	2,679	2,732	2,978
中間処理後資源化量	t/年	5,781	5,821	5,764	5,749
集団資源回収量	t/年	481	448	419	338

* リサイクル率=(直接資源化量+中間処理後資源化量+集団資源回収量)÷(ごみ排出量)

注) 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

1.4 最終処分

(1) 最終処分量、最終処分率

環境センターの熱回収施設から発生する焼却灰は、全量セメント工場で資源化し、もやすごみに混入した不適物・磁選物は民間最終処分場で最終処分されています。また、リサイクルセンターから発生するガラス、せともの等の不燃性残渣は埼玉県環境整備センターで最終処分しています。

最終処分量、最終処分率及び1人1日当たりの最終処分量は、平成29年度以降増加しており、平成29年度と比較すると、令和2年度は最終処分量が約150t/年、最終処分率が0.4%、1人1日当たりの最終処分量が3.5g増加しています。これは、令和元年度に粗大ごみの一部有料化前の駆け込み排出で粗大ごみの排出量が増加したことにより、粗大ごみの不燃性残渣が増加したことに加え、令和2年度には新型コロナウイルス流行による外出自粛により、粗大ごみの排出量が下がりきらなかったことによると推定されます。

表 2-14 最終処分量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
資源化量	t/年	374	402	482	522
最終処分率*		1.2%	1.3%	1.5%	1.6%
(1人1日当たりの資源化量)	g/人・日	9.0	9.6	11.5	12.5

* 最終処分率 = (最終処分量) ÷ (ごみ排出量)

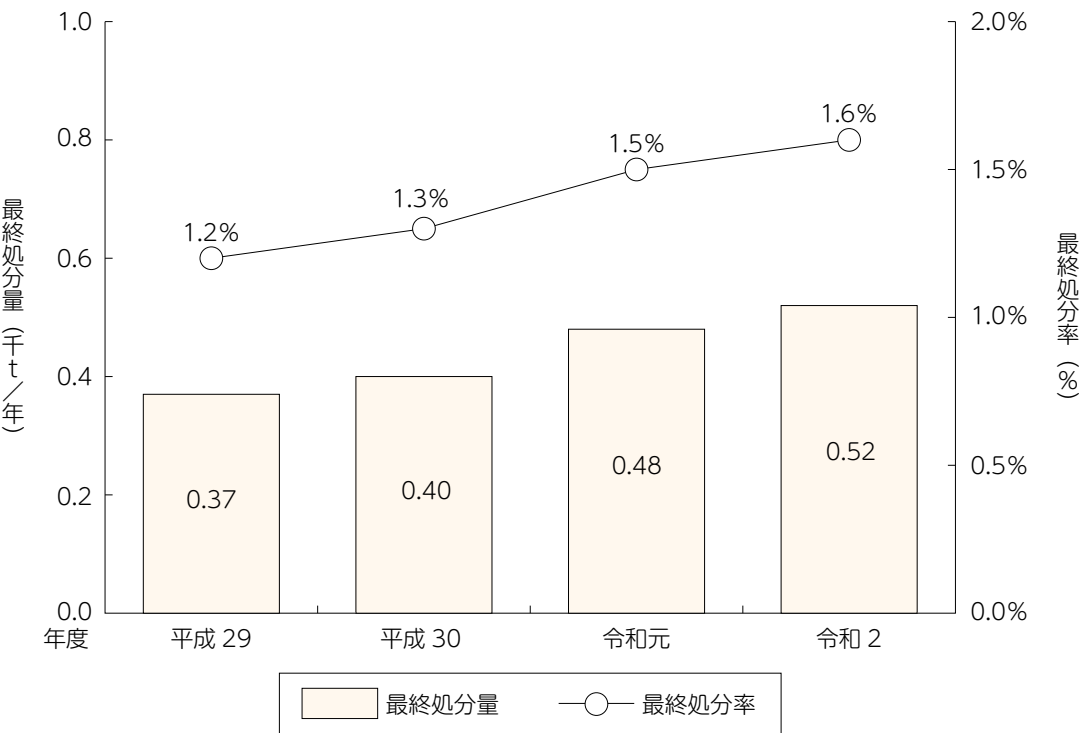


図 2-2 最終処分量の実績

(2) 最終処分場

ふじみ野市の一般廃棄物最終処分場は、既に7割程度が埋立てられ、現在は埋立てを停止しています。

一般廃棄物最終処分場は、現在も環境測定等の調査を実施し、最終処分場から発生する保有水及び雨水等（以下「浸出水」といいます。）は、三芳町一般廃棄物最終処分場へ運搬し処理を行っています。

表 2-15 ふじみ野市の最終処分施設の概要

一般廃棄物の最終処分場	施設名称	ふじみ野市一般廃棄物最終処分場
	所在地	埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1489
	埋立面積	2,195㎡
	埋立容量	9,996㎡
	残余容量	4,070㎡
	埋立対象	焼却残渣（焼却灰）
	埋立方式	準好気性埋立て
	竣工年	平成5年

注) 焼却残渣とは、廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の焼け残り等を指す。

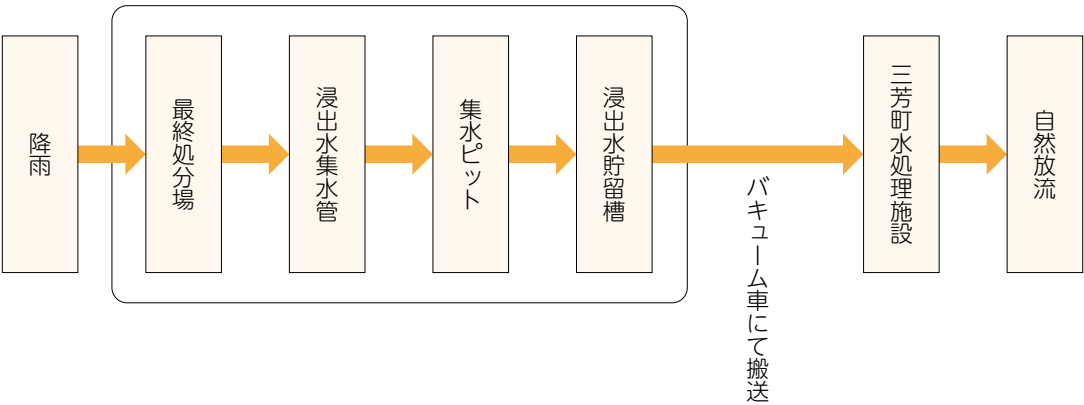


図 2-3 浸出水の処理フロー

ふじみ野市一般廃棄物最終処分場の維持管理費は、排水処理先への運搬費及び法令に基づく水質検査にかかる費用等であり、令和2年度は、水質検査 1,815 千円、浸出水運搬費 745 千円、草刈費 152 千円、光熱水費 84 千円、三芳町への処理負担金 29 千円であり、合計 2,824 千円支出しました。

1.5 ごみ処理費用

ごみ処理費用は増加傾向にあり、1 t 当たりのごみ処理経費、1 人当たりのごみ処理経費も増加傾向にあります。

令和 2 年は、収集運搬費用及び資源化費用が増加しました。

表 2-16 ごみ処理費用

項目	年度	平成29	平成30	令和元	令和2
A 清掃総務費	(千円)	31,334	35,426	35,904	33,788
B 塵芥処理費	(千円)	1,181,923	1,205,449	1,260,021	1,283,382
C ごみ処理費用 (A + B)	(千円)	1,213,258	1,240,875	1,295,925	1,317,170
D 一般会計総額	(千円)	38,666,286	40,351,389	37,141,528	53,882,178
一般会計総額に対する比率 (C/D) (%)		3.1	3.1	3.5	2.4
E 総ごみ排出量	(t)	31,824	31,696	32,138	31,781
F 人口 【1 月 1 日基準】	(人)	113,954	114,240	114,394	114,558
1 t 当たりのごみ処理経費 (C/E)	(千円)	38.1	39.1	40.3	41.4
1 人当たりのごみ処理経費 (C/F)	(千円)	10.6	10.9	11.3	11.5

注) 塵芥処理費は、ふじみ野市・三芳町環境センター運営事業負担金（三芳町からの負担金）及び廃棄物協力処理負担金（桶川市からの負担金）を控除した。

1.6 食品ロスの状況

ふじみ野市の事業系ごみの組成調査結果（表 2-8 参照）から、ふじみ野市の事業系ごみの排出量に対する厨芥類の割合は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間の平均で 29.6%になっており、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間の事業系もやすごみの平均排出量が 6,960t/ 年であることから、厨芥類の排出量は 2,060t/ 年と推定されます。事業系ごみの厨芥類は、全てが食品ロスではなく、仮に半量が食品ロスであると仮定すると、ふじみ野市の事業系ごみの食品ロスは約 1,000 t / 年となります。

ふじみ野市では、食品ロス排出量の調査を実施していないため、埼玉県内の 7 つの自治体の家庭系可燃ごみに占める食品ロスの割合（平均 6.18%、第 9 次埼玉県廃棄物処理基本計画（令和 3 年度策定）参照）を用いて試算すると、家庭系ごみのもやすごみの排出量が平成 29 年度から令和 2 年度の平均 16,105t/ 年であることから、家庭系食品ロスの発生量は約 1,000 t / 年であると推定されます。

以上から、事業系と家庭系をあわせて、年間 2,000 t の食品ロスが発生している可能性があります。

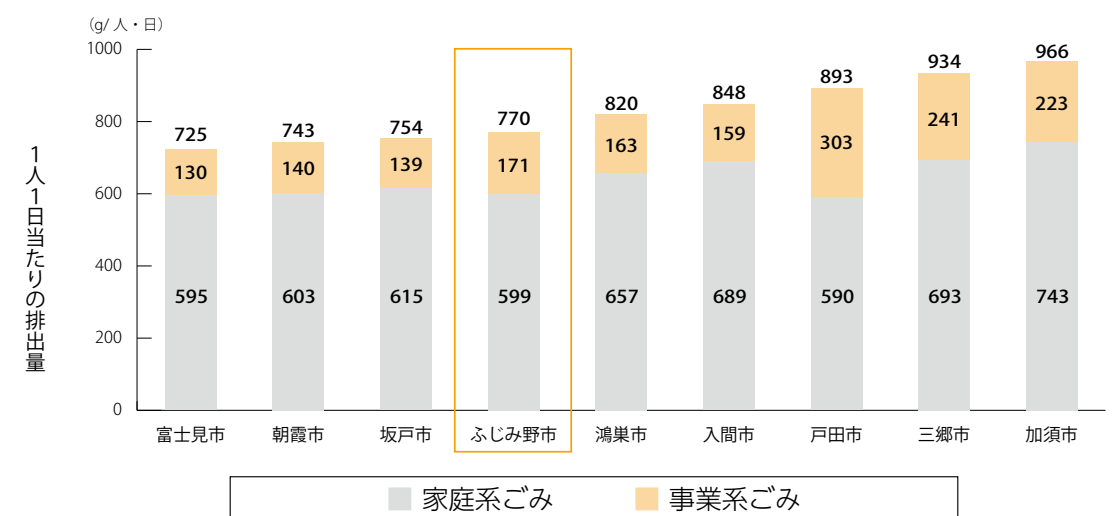
1.7 災害廃棄物処理

ふじみ野市は平成 29 年 10 月の台風 21 号、平成 30 年 8 月の台風 21 号、令和元年 10 月の台風 19 号（東日本台風）に見舞われました。特に、平成 29 年 10 月の台風 21 号及び令和元年 10 月の台風 19 号（東日本台風）では、市内の一部の地域が水没し、多くの家屋が浸水しました。このときに発生した災害廃棄物は、ボランティアや収集業者によって回収し、環境センターで処理を行いました。

このときの災害廃棄物処理の教訓を受けて、令和 2 年 3 月に「災害廃棄物処理計画（初期対応版）」を策定しました。「災害廃棄物処理計画（初期対応版）」は、災害廃棄物等の処理に係る初期対応について示すとともに、災害発生時の状況に即した具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理を目指しています。

1.8 他都市との比較

令和元年度の排出量の実績について、ふじみ野市と埼玉県内の同規模レベル（人口が 10 万人以上 15 万人未満かつ、第 2 次産業及び第 3 次産業就業者の人口比が 95%以上、第 3 次産業就業者の人口比 65%以上）の 9 自治体との比較を行いました。



資料：環境省 一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果（令和 4 年 1 月現在最新）
 図 2-4 埼玉県内の同規模レベルの他自治体との比較

- 1 人 1 日当たりの排出量**
 1 人 1 日当たりのごみの排出量は、富士見市が最も少ない 725g/ 人・日となっています。ふじみ野市は埼玉県内の同規模レベルの 9 自治体の中で 4 位の 770g/ 人・日となっています。
- 1 人 1 日当たりの家庭系ごみの排出量**
 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、戸田市が最も少ない 590g/ 人・日となっており、ふじみ野市は埼玉県内の同規模レベルの 9 自治体の中で 3 位の 599g/ 人・日となっています。

1.9 第3期計画の評価

(1) 第3期計画目標の達成状況

1人1日当たり家庭系ごみ排出量は、平成30年度まで減少傾向にあり、令和2年度目標を達成目前でしたが、令和元年度は粗大ごみ有料化の影響により、令和2年度は新型コロナウイルス流行の影響により増加し、令和2年度目標を達成できませんでした。

事業系ごみ排出量は、令和元年度まで減少傾向にありましたが、令和2年度目標を達成困難な状況にありました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の縮小により令和2年度の排出量が大きく低減したことで令和2年度目標を達成しました。

リサイクル率は、令和元年度まで減少傾向にあり、令和2年度に増加に転じましたが、それでも令和2年度目標値を達成しませんでした。

最終処分率は、平成29年度に令和2年度目標値を達成しましたが、平成30年度以降増加傾向にあり、令和2年度目標値を達成できませんでした。

表 2-17 実績値と第3期計画目標値

指標	【実績値】					【第3期目標値】		備考
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和8	
1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	604	591	589	599	606	587	574	平成28年度の約5%減
事業系ごみ排出量 (t/年)	7,284	7,239	7,134	7,038	6,429	6,718	5,528	平成28年度の約24%減
リサイクル率(%)	27.8	28.4	28.2	27.7	28.5	31	34	—
最終処分率(%)	1.8	1.2	1.3	1.5	1.6	1.1	1.2	—

注) 第3期目標値 令和3年度の欄の○×は、第3期の中間目標値（令和3年度）に対する令和2年度の実績値の達成見込みを示したものであり、○：目標達成見込み、×：目標未達成見込み

(2) 第3期計画の施策の評価

第3期計画の52の施策のうち、34施策は既に実施し概ね達成していますが、9施策は未実施であり、現状の課題に対して効果的な施策を検討していく必要があります。特に、事業系ごみの発生抑制・排出抑制に関する施策で未実施のものが多く傾向にあったことから、より効果的な施策を講じていきます。

表 2-18 第3期計画の評価

第3期計画施策		実施内容	評価
①発生抑制・排出抑制			
・家庭系ごみに関して			
1	排出量が埼玉県内で最も少ない市であることの継続	・平成26～30年度（5年間）の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、埼玉県内の市の中で1位 ・令和元年度は、戸田市が590g/人・日 富士見市が595 g/人・日であり、ふじみ野市は599 g/人・日で3位	○
2	ごみになるものをもらわない、買わない	市民に対する呼びかけは継続実施したが、ふじみ野市エコストア協力店認定推奨制度（平成17年10月）は制度内容が陳腐化したため廃止	×
3	「もったいない」を基調としたライフスタイルの提案	フリーマーケットの開催、リサイクル工房での販売	△
4	計画的な食品購入、エコクッキング等の推進	・1530運動の実施 ・家庭で眠っている食品を持ち寄り、フードバンク等へ寄付する「フードドライブ活動」の実施 ・平成30年度、令和元年度にエコクッキング教室を実施（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止）	○
5	生ごみの水切りの推進	・環境情報紙『ごみダイエット通信』のNo.4,6,9にてよびかけ ・平成30年度から新規の施策なし	△
6	店頭回収の推進	事業者が自主的に実施しており、行政からの働きかけはなし	×
7	マイバック、マイバケット、マイ箸、マイボトル、マイカップ運動の実施、ノーレジ袋デー設定の推進	・令和2年7月1日からレジ袋有料化が全国で開始 ・レジ袋有料化に合わせエコバッグを配布	○
8	ごみに関するホームページ、広報の強化	・平成25～30年に環境情報紙『ごみダイエット通信』の配信 ・令和2年10月分『ニュース53ZERO』の配信 ・平成30年度ごみ分別アプリ導入	○
9	環境教育及び環境学習の推進による“心”の育成	環境学習講座、エコラボフェスタの開催	○
10	粗大ごみの有料化の実施	令和2年度から一部粗大ごみ（マットレス、折りたたみベッド、マッサージチェア等）の処理手数料を有料化	○
11	民間団体等との連携	環境学習講座、エコラボフェスタの開催	○
・事業系ごみに関して			
12	事業者からのごみ発生量の把握	環境センターに搬入されている量、許可業者収集運搬分は把握しているが、その他民間施設委託処理分は未把握	×
13	生ごみの水切りの推進	水切りの実施に対する啓発未実施	×
14	環境に配慮した事業活動の推進	事業者に対する簡易包装等の呼びかけは継続実施したが、ふじみ野市エコストア協力店認定推奨制度（平成17年10月）は制度内容が陳腐化したため廃止	×
15	事業系ごみの処理主体の明確化	事業系ごみの処理ガイドBOOKで事業者責任について記載したが、事業者理解は不十分	×
16	事業者に対する独自処理の要請と減量計画書の作成指導	・事業系ごみの処理ガイドBOOKにより独自処理を呼びかけ ・計画作成指導には至らず	×
17	小規模事業者への対応	規則改正（事業系ごみの処理ガイドBOOKの改定）	△
18	事業系ごみのハンドブックの充実	令和2年5月に「事業系ごみの処理ガイドBOOK」公開	○
19	事業系ごみの分別の適切な指導	月に一度展開検査を実施	○
20	事業系ごみの処理手数料の見直し	令和2年度から処理手数料を10kg当たり消費税込み100円から220円に改訂	○
21	食品リサイクルの促進	食品リサイクル施設開業	○
22	食品ロスの軽減	1530運動の啓発	△
23	発生抑制・排出抑制、資源化への率先した取組	庁内ネットワークでの周知	△
24	イベント時のリユース食器の利用促進	自治会イベントへのリユース食器貸し出し事業	○

②分別の区分と資源化			
25	資源物の分別の徹底	・若年層、外国人世帯への啓発強化のためごみ分別アプリ導入 ・自治会への出前講座	○
26	収集段階でのごみ組成調査の実施	事業系ごみの組成調査を実施	×
27	生ごみの減量化の推進	平成 26 年度から生ごみ処理機器「ペランダ de キエーロ」の販売	○
28	フリーマーケット及び不用品交換会等の実施、支援	平成 30 年度、令和元年度にフリーマーケットを実施、今後も継続	○
29	給食センター等における生ごみ等の資源化の実施	・なのはな給食センターでは、たい肥化を実施 ・あおぞら給食センターでは、厨芥類として環境センターへ搬入しており、食品リサイクル施設への搬入を検討中	△
30	集団資源回収方法の支援	集団資源回収参加団体の減少等ライフスタイルの変化に応じた施策の見直しを要する	○
31	リサイクル工房の充実	リサイクル工房でのリサイクル家具、リサイクル自転車の販売	○
32	公共施設等におけるグリーン購入の推進、市民及び事業者への啓発	・公共施設におけるグリーン購入（再生紙、再生カートリッジ使用等）を継続 ・市民への啓発は特に実施せず	○
33	各種リサイクル法への対応	既に法に合わせた体制確立済み、今後も継続	○
34	使用済小型家電からのレアメタル（希少金属）等のリサイクルの推進	・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参画 ・小型家電リサイクル認定事業者との協定を締結	○
③収集・運搬			
35	ごみ集積所の設置基準の見直し	令和元年度に改正	○
36	ごみ集積所の環境の維持	広報、指導等を適宜実施	○
37	戸別収集の導入の検討	収集業者からの参考見積のみ	△
38	事業系ごみの排出及び収集方法の検討	・排出手段の確保を事業者に呼びかけ ・許可業者の紹介	×
39	安心・安全な収集の確立	収集・運搬業者への安全運転、複数作業の徹底の指導を実施	○
40	ごみの排出が困難な方への対応	今後戸別収集の検討が必要	○
41	在宅医療廃棄物への対応	関係機関と継続協議中	△
42	適正処理困難物の処理ルートの確保	環境センター受入不可物の周知、処理業者の紹介を継続	○
43	低公害車等導入の検討及び要請	車両入替のタイミングで低公害車等を導入	○
④中間処理			
44	資源物の処理体制	リサイクルセンター及び民間処理施設での処理を継続	○
45	広域処理	三芳町との共同処理を継続	○
⑤最終処分			
46	最終処分量の低減及び適正処理	焼却残渣の資源化継続、ごみの減量化施策継続	○
47	現有施設の廃止	廃止に向けて検討中	△
⑥その他			
48	資源物の持ち去り対策の実施	月に一度パトロールを実施	○
49	不法投棄対策の実施	一部粗大ごみの有料化に合わせ、郵便局との連携強化	○
50	有害化学物質の適正処理	水銀使用製品回収実証事業へ参加	○
51	廃棄物処理施設事故対応マニュアルの改善	環境センター稼働に伴いマニュアル作成	○
52	災害時のごみ処理体制の構築	令和 2 年 3 月に災害廃棄物処理計画（初期対応版）を策定	△

○：概ね実施しており、今後も継続
△：一部実施しており、今後は拡充
×：未実施につき、今後は要検討

1.10 ごみ処理の課題と今後の対応

(1) 発生抑制・排出抑制

家庭系ごみ、事業系ごみともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により施策の効果が正確に把握できない状況にあり、引き続き状況に応じた発生抑制・排出抑制策を行っていく必要があります。

可燃対象物の中には多くの食品が混じっていると考えられ、今後は食品ロスの低減を更に進めていく必要があります。

(2) 排出、収集・運搬

ごみ収集日の前日の夜や収集後に出される例が見受けられます。また、資源物に異物が混入する等の不適正排出が見られ、リチウムイオン電池やスプレー缶等の混入によるパッカー車での事故の発生が懸念され、排出ルールの周知・徹底を行う必要があります。

ごみ収集・運搬時間は、通勤・通学時間と一部重複しており、道幅の狭い通りもあることから、収集・運搬に伴う通行障害や事故に対する対策を徹底していきます。

(3) 中間処理

ふじみ野市の安定的ごみ処理の確保と、財政負担の低減のため、引き続き環境センターの適切な維持管理を行っていく必要があります。

資源物等については民間処理施設へ委託しており、民間事業者との協力体制を維持するとともに、民間処理施設での処理状況等を引き続き確認していく必要があります。

(4) 資源化

分別の徹底や排出量の増加に応じた処理体制を維持するとともに、ばら売り、簡易包装の積極利用等、容器包装削減策を呼びかけていく必要があります。

集団資源回収実施団体数は年々減少しており、近年の社会情勢や生活スタイルに応じた市民や事業者のエコ活動支援策を検討していく必要があります。

(5) 最終処分

埋立処分される不燃性残渣の量を減らすため、排出時の分別徹底やごみの発生量自体を減らす必要があります。

ふじみ野市一般廃棄物最終処分場は使用を停止した後も、浸出水の運搬や検査等の維持管理に多額の費用がかかっており、廃止に向けた取組みが必要です。

(6) その他

資源物の持ち去り防止パトロールに併せて、市民が資源物の持ち去り及び不法投棄を発見した際の市への報告を呼びかけており、引き続き不法投棄防止に努める必要があります。

国・埼玉県の動向や最新の知見、環境センター運営事業者や収集運搬委託業者等の関係者の意見を取り入れつつ、災害廃棄物処理のための事前の備えや、災害廃棄物処理を完了する方策等を検討していく必要があります。

第2章 基本方針

2.1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030 では、「人がつながる 豊かで住み続けたいまち ふじみ野」を将来像とし、第2期ふじみ野市環境基本計画では、「みんなではぐくむ 緑豊かな住みよいまち ふじみ野」を目指す環境像としています。

本計画では、市民・事業者・市の三者が協働して限りある資源を循環的に利活用しながら、次世代まで続く安全・安心かつ持続可能な住みやすいまちを目指して、以下の基本理念を掲げます。

未来へつなぐ 資源の環(わ) 持続可能なまち ふじみ野

(2) 基本方針

1) 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を定めます。

① 発生抑制を中心とした 3R の推進

限りある資源を大切に使うために、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の中でもごみの発生を抑制する「リデュース」を中心として、ごみの 3R 活動を推進します。

② 持続可能な資源循環システムの構築

市民、事業者が参加・協力できる分かりやすいごみの分別区分と資源化の仕組みを構築し、ごみの収集・運搬から最終処分、非常時のごみ処理に至るまで、適正・安全・安心で環境保全に配慮したシステムを構築し、効果的・効率的な処理を実現します。

2) 市民・事業者・市の役割

ふじみ野市が資源の循環する持続可能なまちになるためには、市民、事業者及び市がそれぞれの役割、連携体制を理解して協働し、それぞれの役割を果たす必要があります。

市民は、事業者から環境に配慮した商品を選択するほか、事業者、市が行う 3R への取組みに積極的に参加し、事業者は、環境に配慮したもののづくり、販売方法を発信するほか、販売した容器包装等の自主的な回収を行うことが大切です。市は、市民、事業者から寄せられた意見・要望の把握に努め、ごみ減量及び 3R の取組みがスムーズに行えるよう、市民、事業者に対し情報発信、仕組みづくり等適正な支援を行います。

(ア) 市民の役割

市民一人ひとりがごみを排出する当事者であるという自覚と責任を持って、以下の事項を心がけ、ごみの排出抑制・資源化に自ら取組みます。また、事業者や行政が行うごみの排出抑制や資源化に対する取組みに協力します。

- ごみの発生抑制に努めた生活を心がけます。
- 環境に配慮した商品を選択するよう努めます。
- 分別を徹底し、可能な限り資源可能物は資源化を行います。
- 一人ひとりが市の排出ルールを遵守し、ごみ集積所の清潔保持に努めます。

(イ) 事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、以下の事項に取組み、資源化できるものは分別し再利用、再生利用します。

- 排出事業者は、環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努め、ごみの排出から最終処分までの責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努めます。
- ごみの再生利用等の取組みを他事業者と連携して行う等、適正な循環利用を推進します。
- 自らが製造・販売等を行った製品等を可能な限り自主的に引き取り、循環利用を推進します。
- 製品の持続可能なデザインでの設計や製造工程における資源効率化、バイオマスやリサイクルされた原材料への置換等を推進することで、サーキュラー・エコノミーに貢献します。

(ウ) 市の役割

市は、ごみの排出抑制・資源化に向けて以下の事項に取組み、市民や事業者の具体的な行動を支援します。

- 市民・事業者がごみ減量・リサイクルの推進に取組みやすい仕組みを構築します。
- ごみの排出ルールや新たな資源化の取組みの普及啓発に努めます。
- ごみの排出・処理、資源循環等に係る法制度や技術的動向の把握・集約に努め、市民、事業者へ情報を積極的に提供します。
- 安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行います。
- 大規模災害や感染症蔓延時等の非常時にも対応できるごみ処理体制を構築します。

以上の役割、連携体制をそれぞれが認識し、実践することで、本計画の基本理念を達成していきます。

3) 施策体系

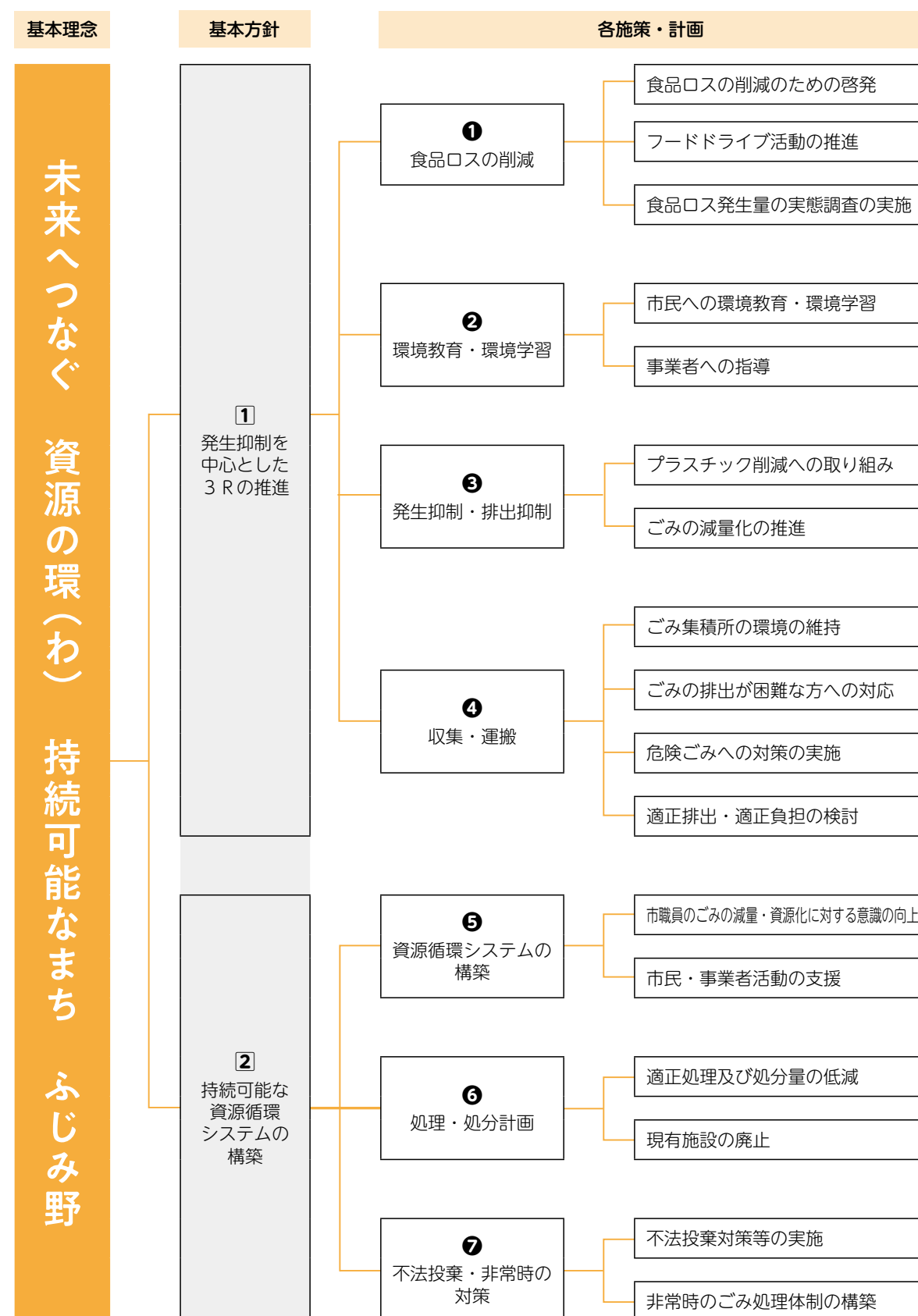


図 2-5 ごみ処理基本計画の施策体系

2.2 数値目標と将来ごみ量

(1) 目標値

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」は、平成30年度までの傾向であれば第3期計画の令和3年度目標値を達成したと想定されることから、第3期計画の目標設定方法を踏襲することとします。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きいことから、令和元年度を基準年度とします。

「事業系ごみ排出量」では令和2年度に現行計画の目標を達成しましたが、新型コロナウイルス蔓延による事業活動縮小の影響が大きく、ごみ処理手数料値上げの効果は限定的であり、第3期目標の達成は厳しいものであったと考えられます。事業系ごみ排出量は、新型コロナウイルスが収束し、事業活動が以前の状況まで回復した場合、再び増加する懸念があることから、第3期計画の令和8年度目標値を、第4期令和13年度目標値として踏襲し、今後も事業系ごみ排出量の低減に努めていくものとしします。

「リサイクル率」及び「最終処分率」は、焼却灰の資源化等、既に多くのごみを資源化しており、大幅に改善することは難しいと考えられます。したがって、「リサイクル率」は、現在もやすごみとして排出されているものから出来るだけ資源物を分別排出してもらうことで現状以上の31.2%を達成することを目標とします。

「最終処分率」は、排出量を削減し、資源化可能なものを可能な限り資源化することで、現行以下の1.3%を目標とします。

表 2-19 第4期計画の目標値

項目	中間目標値 令和8(2026)年度	計画目標値 令和13(2031)年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	588g/人・日	570g/人・日 令和元年度比で5%削減
事業系ごみ排出量	5,979t/年	5,528t/年 平成28年度比で24%削減
リサイクル率	30.1%	31.2%以上
最終処分率	1.3%	1.3%

(2) 将来ごみ量

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、令和2年度に606g/人・日でしたが、施策を講じることで、中間目標年度（令和8年度）に588g/人・日、計画目標年度（令和13年度）に570g/人・日を目指します。

事業系ごみ排出量は、令和2年度に6,429t/年であり、中間目標年度（令和8年度）に5,979t/年、計画目標年度（令和13年度）に5,528t/年を目指します。

リサイクル率は、令和2年度に28.5%であり、中間目標年度（令和8年度）に30.1%、計画目標年度（令和13年度）に31.2%を目指します。

最終処分率は、令和2年度に1.6%であり、中間目標年度（令和8年度）及び計画目標年度（令和13年度）に1.3%を目指します。

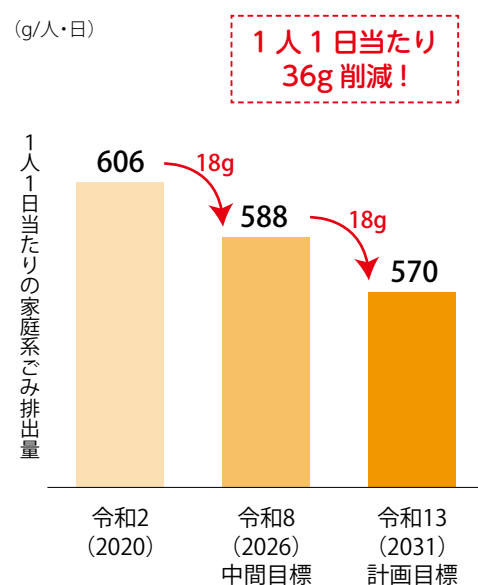


図 2-6 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

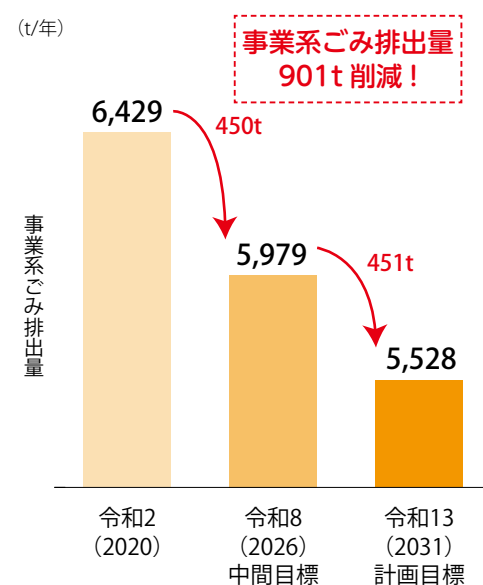


図 2-7 事業系ごみ排出量の推移

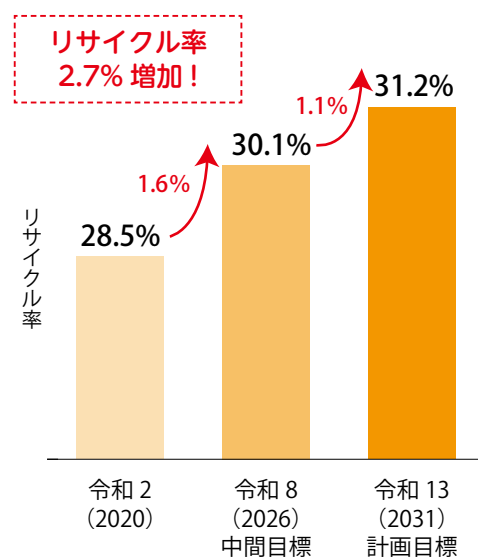


図 2-8 リサイクル率の推移

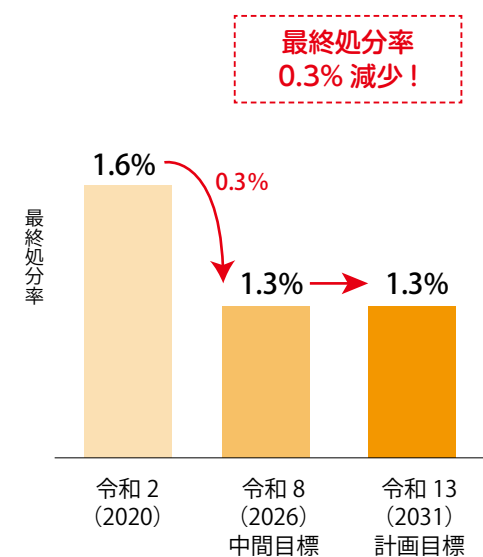


図 2-9 最終処分率の推移

第3章 今後の取組み

3.1 食品ロスの削減

関連する主なゴール



(1) 食品ロス削減のための啓発（拡充）

市民に対しては、不要な食材は買わない、食品の使い切りや食べきり、消費期限及び賞味期限を正しく理解するための啓発を行うこと等により、食品ロスの削減を図ります。

事業者に対しては、飲食店における食べ残し等の削減による食品ロスの削減を呼びかけていきます。

実施・検討すべき取組み

- エコクッキング教室の開催による家庭での食品ロス削減
- 1530 運動による会食時等の食べ残し削減
- 商工会等と連携したドギーバッグ普及の推進
- フードシェアリングサービス等の利用促進

(2) フードドライブ活動の推進（新規）

家庭系から発生する食品ロスを削減できるほか、生活困窮者への支援等にもつながる取組みであることから、関係団体と連携しながら、フードドライブ活動への積極的な支援を実施します。

実施・検討すべき取組み

- 回収機会の拡充等によるフードドライブの推進
- フードドライブ情報の積極的な発信

(3) 食品ロス発生量の実態調査の実施（新規）

ふじみ野市の食品ロスの実態を把握します。調査結果は広く市民に周知するとともに、各取組みの効果・検証につなげます。

実施・検討すべき取組み

- 家庭系・事業系もやすごみ中の食品廃棄物の組成調査

3.2 環境教育・環境学習

関連する主なゴール



(1) 市民への環境教育・環境学習（拡充）

広報やホームページ、ごみ分別アプリ、SNS、市イベント等を通じて、市のごみの現状、ごみ減量化・資源化への取り組み方法に加え、環境負荷低減につながる行動を促す気付きとなる情報等を定期的に発信していきます。ごみ分別辞典やごみ分別アプリ等は多言語対応とし、市内に居住する外国人の方々にも理解してもらえる情報発信を行っていきます。また、子どもから大人まで全ての世代を対象とした環境学習を推進します。

実施・検討すべき取り組み

- 多様な国籍、世代及び世帯等に伝わる情報の発信
- ナッジを活用した啓発等の検討
- 動画、アプリ、定期的な全戸配布チラシによる広報
- 小・中学校及び自治組織等への出前講座の実施
- 環境啓発イベント及び環境学習講座の拡充
- 環境センターの見学会の実施及び見学内容の拡充
- 資源物の分別の徹底

(2) 事業者への指導（拡充）

事業者の発生抑制・排出抑制意識を高めるための啓発を行います。また、小規模事業者についてはごみ減量や資源化にかかる自主的取組を促進するために、市が許可する廃棄物処理業者と連携し、小規模事業者がごみや資源を排出しやすくなるよう支援を検討していきます。

実施・検討すべき取り組み

- 小規模事業者に対する排出者責任の周知徹底
- 小規模事業者への適正排出支援策の検討
- 多量排出事業者に対する廃棄物処理計画の策定の徹底及び訪問指導
- ごみの展開調査の実施及び訪問指導
- ごみの減量化、資源化に対する啓発

3.3 発生抑制・排出抑制

関連する主なゴール



(1) プラスチック削減への取組み（拡充）

市民に対しては、レジ袋を使用しない、過剰包装は断る、使い捨てのものは買わない・もらわない等と呼びかけ、プラスチックごみ全体の発生量の削減につなげます。

市内の販売業者に対しては、ばら売りの促進、過剰包装及びトレイ・レジ袋の削減等、市内の製造業者に対しては、リサイクルしやすい製品及び長寿命の製品の設計等、環境に配慮した事業活動を推進するよう呼びかけます。

市の事業ではワンウェイプラスチックの使用を控える等、温室効果ガスの排出量の削減に貢献します。また、ポイ捨て防止等により海洋プラスチック汚染問題の解決にも貢献していきます。

実施・検討すべき取り組み

- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減の推進
- 長寿命製品の購入や製品の長期利用の促進
- 市内事業者に対する環境配慮指導
- 市の事業での紙製容器の積極利用
- バイオマスプラスチック製指定ごみ袋の導入検討

(2) ごみの減量化の推進（拡充）

市民に対しては、「ベランダ de キエーロ」等の生ごみ処理容器によるごみの減量を促進するため、民間団体等と協力したキエーロ等の相談会等を行い、市民への普及を促進します。事業系ごみについては、給食センター等の公共施設や飲食店から排出された生ごみを資源化することで、ごみの減量化を行います。

生ごみの水切りの推進については、市民及び事業者双方に対して、引き続き呼びかけていきます。

実施・検討すべき取り組み

- 生ごみ処理機購入に係る補助金導入の検討
- リサイクルショップ、インターネット等を利用した不用品の再利用の推進
- リサイクル工房の取扱い品目の拡充
- 公園等から出た剪定枝のチップ化、堆肥化等の推進
- 生ごみの堆肥化やバイオマス発電利用
- 生ごみの水切りの推進

関連する主なゴール



3.4 収集・運搬

(1) ごみ集積所の環境の維持（継続）

各家庭や集合住宅のごみ集積所において、収集日以外でのごみの排出や資源物への不適物の混入を防止するため、ごみ集積所の美化を市民や自治組織等に働きかけていきます。

また、資源物の持ち去りを防止するために、市職員が巡回管理を実施していますが、今後は、資源物の持ち去り対策の強化を検討します。

実施・検討すべき取り組み

- 自治組織及び地域クリーン推進員等と協力して適正な分別排出の普及活動の実施
- 集合住宅の管理会社との協力によるごみ集積所適正管理
- クリーン推進員への活動支援
- シルバー人材センター等と連携した資源物の持ち去り対策の強化

(2) ごみの排出が困難な方への対応（拡充）

高齢化等によりごみ出しが困難になる状況に対応するため、関係部署と連携しながらごみ出し方法等についての検討を進めます。

実施・検討すべき取り組み

- 指定袋導入等による排出方法の検討
- 関係部署と連携したごみ出し支援策の検討
- 分別基準の緩和の検討

(3) 危険ごみへの対策の実施（新規）

リチウムイオン電池やスプレー缶等の火災の危険があるごみについては、排出方法について分かりやすく周知し、排出ルールを周知することで、スプレー缶等の混入によるパッカー車での事故の発生を防ぎます。

実施・検討すべき取り組み

- 排出方法を分かりやすく周知
- 拠点回収の検討

(4) 適正排出・適正負担の検討（継続）

適正な排出方法について、周知・徹底を呼びかけていくとともに、今後の国の動向や技術開発の状況を注視しながら、必要に応じ、分別方法の変更を検討します。

また、ごみ処理費用負担の公平性や国・埼玉県・周辺自治体の施策を勘案しながら、ごみ処理手数料の適正化について検討していきます。

実施・検討すべき取り組み

- 必要に応じた分別方法変更の検討
- 有料粗大ごみ拡充の検討

関連する主なゴール



3.5 資源循環システムの構築

(1) 市職員のごみの減量・資源化に対する意識の向上（拡充）

ごみの減量・資源化に取り組むとともに、環境に配慮した事務事業を実施するため、職員への啓発を実施しグリーン購入に努めます。また、市職員もペットボトル等のワンウェイプラスチック排出量削減のためのマイボトルの利用推進等を積極的に行い、率先してごみの減量に取り組みます。

実施・検討すべき取り組み

- ごみの減量・資源化を推進に向けた全部局との情報交換体制の充実
- ごみの減量・資源化に対する意識の向上のための市職員への啓発
- 庁内でのペットボトル使用削減や消耗品等のグリーン購入の推進

(2) 市民・事業者活動の支援（拡充）

市民・事業者が行うごみ減量・再利用・資源化活動は近年の社会情勢・生活スタイルに伴い、大きく変容しています。市の支援方法も活動内容に合わせたものに変えていく必要があります。市民や事業者の意見を聞きながら、市民・事業者が自ら行う資源循環活動に対して効果的な支援を検討していきます。

実施・検討すべき取り組み

- 集団資源回収事業の見直し
- 地域環境美化自主活動の推進

3.6 処理・処分計画

関連する主なゴール



（１）適正処理及び処分量の低減（継続）

環境センターでの中間処理において、適正な運転・維持管理を行い、ごみの安定処理を継続します。また、焼却処理量削減のため資源物の回収を徹底します。

環境センターの熱回収施設で発生する焼却灰及び飛灰は、セメントとして資源化されており、その他資源化できない処理残渣のみが最終処分されています。今後も、最終処分量の削減のために、ごみの減量化や適正排出を呼びかけ、資源化を推進し、それでも資源化できなかったものに関しては引き続き適正な処分を実施していきます。

実施・検討すべき取組み

- ごみの減量化や適正排出の推進
- 埋立て対象になっている残渣類の資源化検討

（２）現有施設の廃止（継続）

ふじみ野市一般廃棄物最終処分場は、現在埋立てを行っておらず、水質検査や最終処分場から発生する浸出水の処理に費用を要しており、廃止に向けた方策の検討・実施を行っています。

実施・検討すべき取組み

- 最終処分場の廃止に向けた計画の策定
- 跡地利用の検討

3.7 不法投棄、非常時の対策

関連する主なゴール



（１）不法投棄対策等の実施（継続）

土地管理者に対し、不法投棄されにくい環境づくりについて啓発するとともに、不法投棄を防止するための監視パトロール等を実施します。令和２年度に一部粗大ごみ処理手数料の有料化を開始したことから、より一層の強化に努めます。

また、市民に対しては、無許可の回収業者を利用しないよう呼びかけることにより、不法投棄、不適正処理を未然に防ぎ、適正排出を促します。

実施・検討すべき取組み

- 不法投棄禁止看板の配付
- 監視パトロールの実施
- 不適正排出の指導

（２）非常時のごみ処理体制の構築（拡充）

令和２年３月に「災害廃棄物処理計画（初期対応版）」を策定したところですが、今後は、災害廃棄物処理計画の策定に向け、準備を進めます。

また、新型コロナウイルスの流行により、感染症の蔓延時は、収集作業員やごみ処理施設の従事者の感染によりごみ処理施設の運転が停止する等の可能性や、地域間の移動制限により他自治体の支援が得難いこと等が想定され、ごみ処理継続のため、事前対策の重要性が明らかになりました。

非常時における廃棄物処理の円滑化のため、他自治体や民間事業者との協力体制を検討する等、ＢＣＰ（Business Continuity Plan 事業継続計画）の策定を検討します。

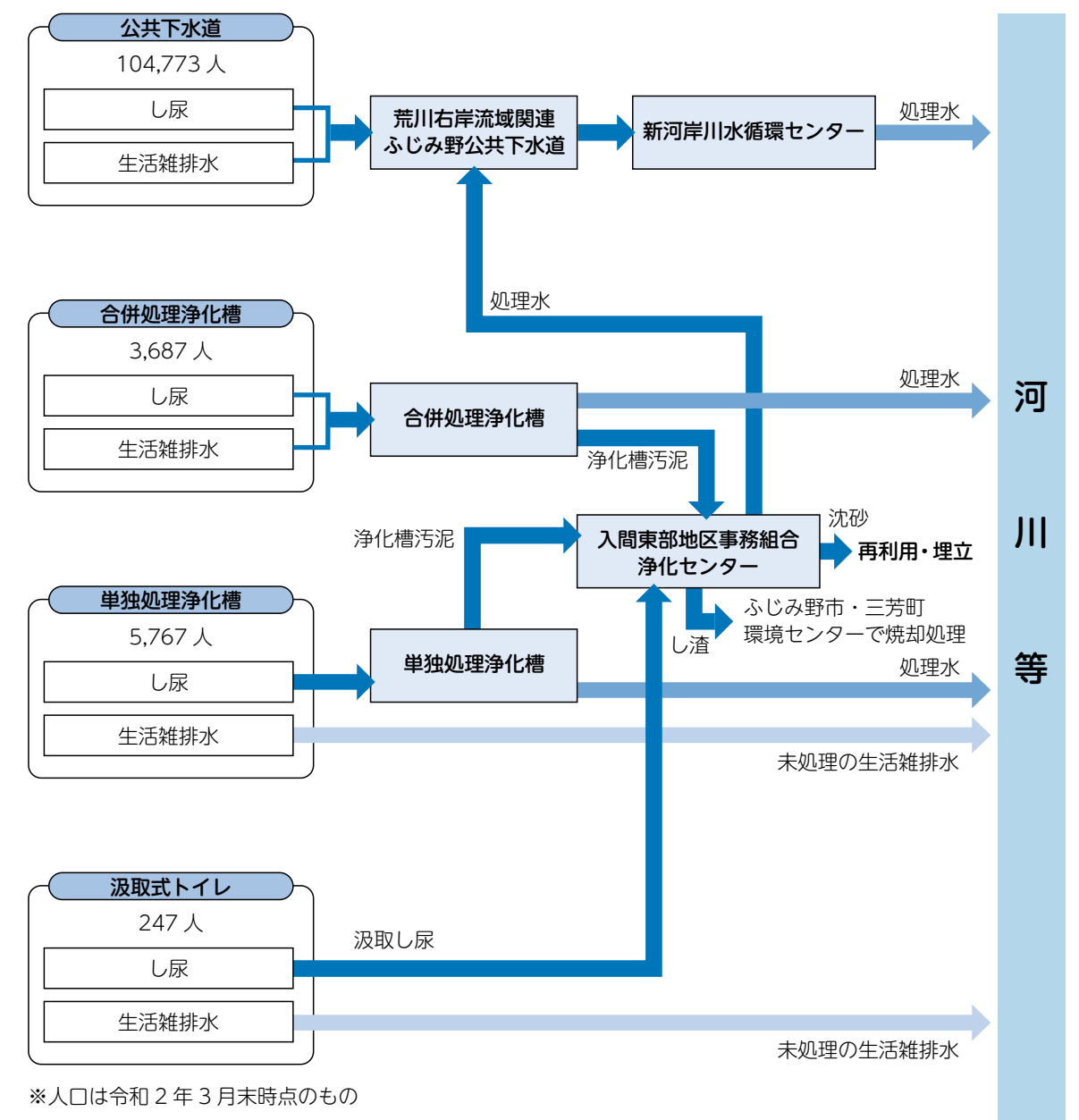
実施・検討すべき取組み

- 災害廃棄物処理計画の策定
- 仮置場設置演習等の検討
- ＢＣＰ（Business Continuity Plan 事業継続計画）の策定

1.1 生活排水の処理体制

ふじみ野市から排出された汲取し尿及び浄化槽汚泥は、ふじみ野市、富士見市及び三芳町で共同処理するために設立した入間東部地区衛生組合に委託し、入間東部地区衛生組合浄化センターで処理しています。

なお、同センターからの処理水は、公共下水道に放流され、荒川右岸流域下水道の終末処理場である新河岸川水循環センターで処理されています。



※人口は令和2年3月末時点のもの

図 3-1 生活排水の処理体系

1.2 生活排水の処理状況

ふじみ野市のほぼ全域を公共下水道処理区域として順次整備しており、未整備地域では浄化槽及び汲取りにより処理を行っています。

生活排水処理率は、平成 29 年度以降ほぼ横ばいになっています。

表 3-1 生活排水処理形態別人口及び生活排水処理率の推移

年度		平成29	平成30	令和元年	令和2	計画処理区域内人口に対する割合 (令和2)
区分						
計画処理区域内人口 (人)		113,884	114,240	114,477	114,474	—
	水洗化人口・生活雑排水処理人口 (人)	107,786	108,173	107,425	108,460	—
	コミュニティプラント (人)	0	0	0	0	0.0%
	合併処理浄化槽 (人)	3,902	3,482	2,781	3,687	3.2%
	公共下水道 (人)	103,884	104,331	104,644	104,773	91.5%
	農業集落排水施設 (人)	0	0	0	0	0.0%
水洗化人口・生活雑排水未処理人口 (人)		5,815	5,808	6,808	5,767	—
	単独処理浄化槽 (人)	5,815	5,808	6,808	5,767	5.0%
非水洗化人口 (人)		283	259	244	247	—
	汲取り尿 (人)	283	259	244	247	0.2%
	自家処理 (人)	0	0	0	0	0.0%
計画処理区域外人口 (人)		0	0	0	0	—
生活排水処理率 (人)		94.6	94.7	93.8	94.7	—

注) 計画処理区域とは公共下水道計画における計画地域を指す。

注) 計画処理区域内人口は住民基本台帳の 3 月 31 日時点の人口である。

注) 合併処理浄化槽とは、し尿及び生活雑排水を処理する浄化槽である。

注) 単独処理浄化槽とは、し尿のみを処理する浄化槽であり、生活雑排水は処理されないため水質悪化の大きな原因となる。

注) 合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の人口はふじみ野市内の浄化槽人口をそれぞれの基数で按分して算出している。

注) 公共下水道人口とは公共下水道に接続している水洗化人口（接続人口）を指す。

注) 汲取り尿人口は汲取業者がし尿の汲取りを実施している人口を指す。

注) コミュニティプラントとは、101 人以上 30,000 人以下の計画人口を対象とした生活排水処理施設を指し、新規に開拓される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等において面的に整備される。

注) 農業集落排水施設とは、20 戸以上 1,000 人程度の計画人口を対象とした生活排水処理施設を指し、農業振興地域の集落において面的に整備される。

注) 生活排水処理率とは、生活排水（し尿、生活雑排水）が全て処理されている人口（公共下水道処理人口及び合併処理浄化槽処理人口）の計画処理区域内人口に対する比率を指す。

注) 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

1.3 生活排水処理の課題

(1) 公共下水道

今後も公共下水道の整備を進め、計画処理区域内人口全てに公共下水道を整備することを目指します。

(2) 合併処理浄化槽

生活雑排水の処理状況を把握するためには、合併処理浄化槽の設置状況を整理する必要があります。

また、浄化槽の適切な維持管理のために、浄化槽設置者に保守点検・清掃及び法定点検を適切に行うように指導していく必要があります。

(3) 単独処理浄化槽

ふじみ野市では、生活排水処理率の向上を図るため、ほぼ全ての地域を公共下水道処理区域としており、公共下水道処理区域においては、公共下水道の早期接続を図っています。単独浄化槽については、公共下水道や合併処理浄化槽への切り替えに対する整備支援体制を検討する必要があります。

(4) 生活雑排水処理

生態系の保全や水質の向上のためにも、生活雑排水の河川への排出量削減や公共下水道の早期整備等について検討が必要です。生活雑排水の河川汚染負荷低減のためには、食べ残しや油を排水口に流さないことが重要です。

(5) し尿処理

公共下水道の整備には時間を要することから、公共下水道の整備を進めつつ、これからも適正な汲取り尿及び浄化槽汚泥の処理に努める必要があります。

第2章

基本理念及び基本方針

2.1

基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

ふじみ野市は、福岡江川下流の湧水群や新河岸川周辺の斜面林等、豊かな自然環境を有しており、この景観は新河岸川舟運の歴史的・文化的遺産にもなっています。また、新河岸川等の河川では、貴重な水生植物や魚類、鳥類等の水辺環境を好む生き物が見られ、これらの自然豊かな環境を将来にわたり維持しなくてはなりません。

令和2年度の生活排水処理率は、94.7%であり、全国の生活排水処理率（86.7%、日本の廃棄物処理（令和元年度版））と比較して、高い割合になっています。しかし、残りの5.3%では生活雑排水等が未処理のまま河川に放流されている状況です。

また、「埼玉県生活排水処理施設整備構想（令和2年度策定）」では、令和7年度に生活排水処理率を100%にし、持続的・安定的に生活排水処理のサービスを提供することを目指しており、ふじみ野市も生活排水処理率の向上に向けての取組みを行う必要があります。以上から、本計画では地域の水環境保全を目的とし、生活排水の適正処理を推進するために以下の基本理念を掲げます。

みんなで守る 水辺の美しいまち ふじみ野

(2) 基本方針

1) 基本方針

基本理念を実現するため、以下の基本方針を定めます。

①し尿の適正処理の推進

公共下水道が整備されていない区域については、公共下水道の整備を優先し、汲取し尿や単独処理浄化槽を使用している人口の公共下水道への接続を推進することによって、適正なし尿処理の推進を図ります。

②環境教育及び環境学習による啓発の推進

未処理の生活雑排水による環境汚染を抑制するため、エコクッキングによる水使用量の低減や、家庭内での三角コーナーや排水口ネットの利用、廃食用油の適正処理等を環境教育及び環境学習により推進し、水環境を保全します。

2) 施策体系

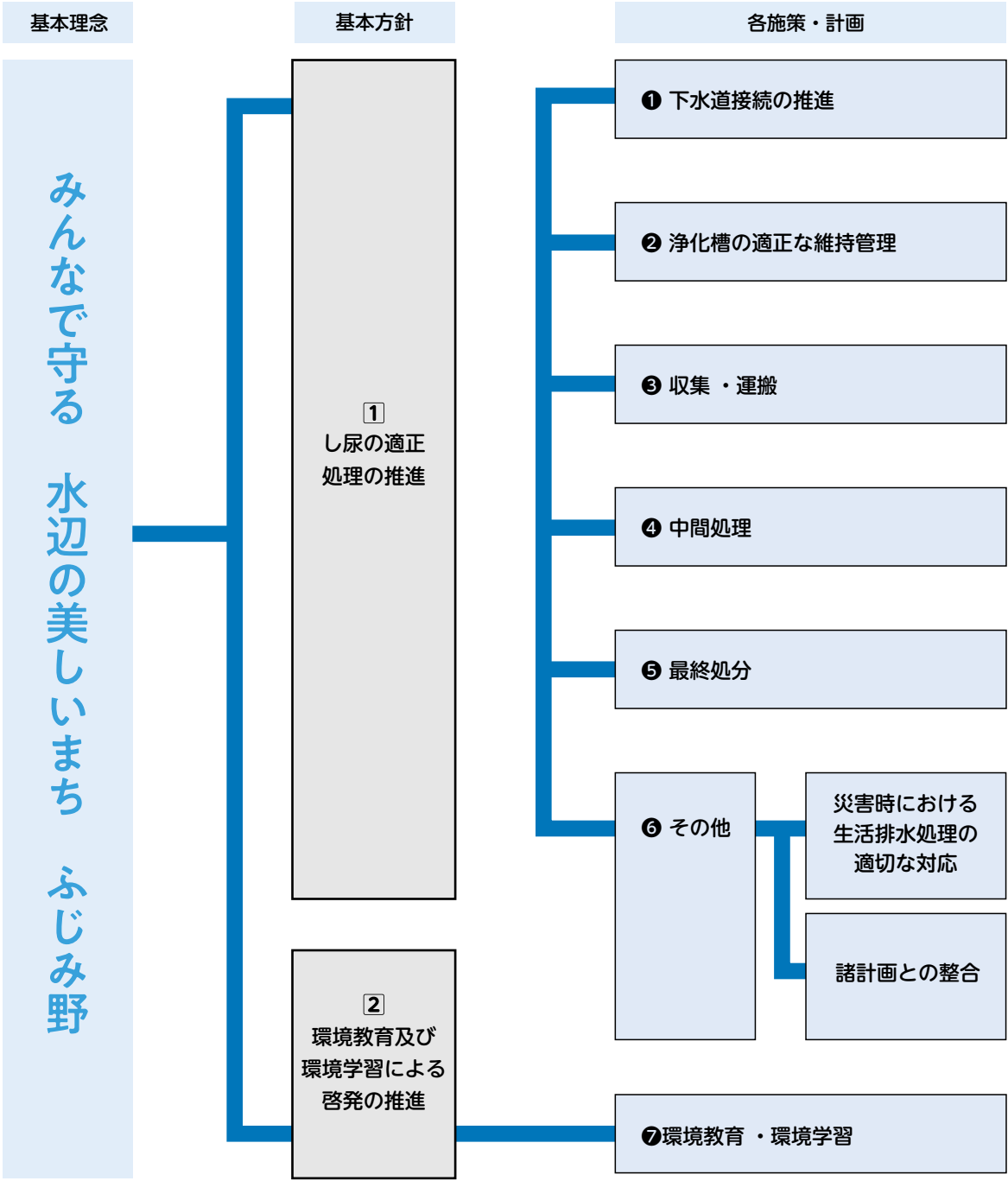


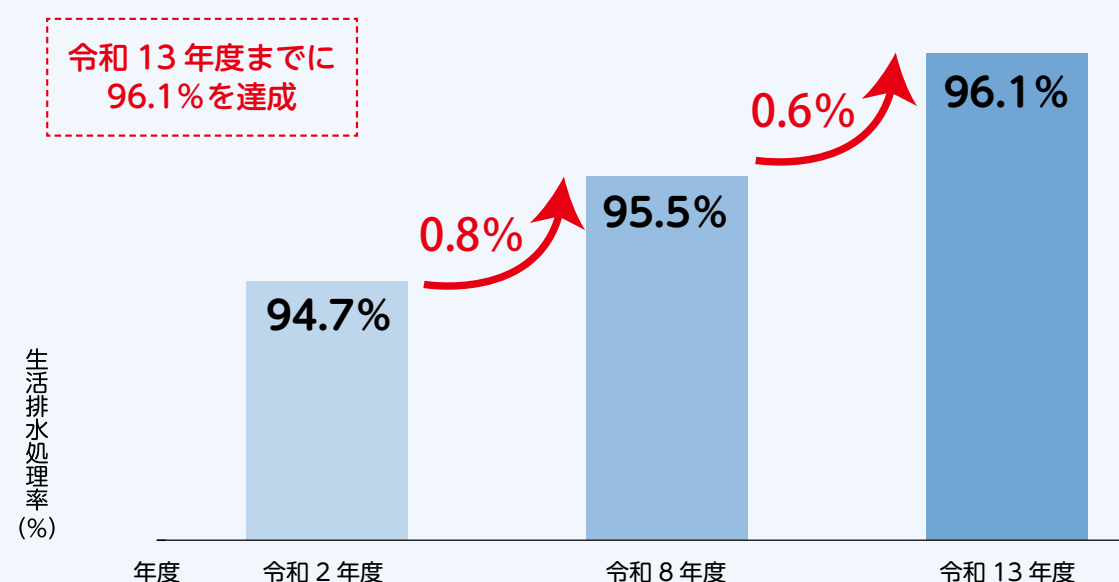
図 3-2 生活排水処理基本計画の施策体系

2.2 数値目標

基本理念及び基本方針を達成するための行動の目安となる具体的な数値目標を掲げます。
令和 2 年度の生活排水処理率は 94.7%であり、今後、公共下水道を市内全域に整備していく計画があることから、計画目標年度である令和 13 年度には公共下水道供用開始区域において公共下水道の接続を推進することによって、生活排水処理率を 96.1%以上にすることを目標とします。

【本計画の数値目標】

■生活排水処理率：令和 13 年度までに 96.1%を達成



第 3 章 今後の施策

関連する主なゴール



(1) 下水道接続の推進（継続）

現在、公共下水道は、市街地等人口密集地を中心に整備・供用されており、今後市内全域に公共下水道が整備される予定です。今後も公共下水道の整備を進め、下水道への接続を促していきます。

(2) 浄化槽の適正な維持管理（継続）

浄化槽の清掃等の維持管理及び法定検査を適正に実施するように指導します。

(3) 収集・運搬（継続）

生活圏から発生する汲取り尿及び浄化槽汚泥（単独処理及び合併処理）を迅速かつ衛生的に収集することをはじめ、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図り、施設への搬入量の変動を抑えるため、安全・安心で計画的な収集を行います。

(4) 中間処理（継続）

生活圏から発生する汲取り尿及び浄化槽汚泥の量、質を把握して適正に処理し、浄化センターの設備状況を勘案した適正な施設運営を行うことで、荒川河川の水質を保全します。

(5) 最終処分（継続）

最終処分については、適正に処理し、最終的には無害化、安定化させます。

(6) その他（継続）

1) 災害時における生活排水処理の適切な対応

災害が発生した場合を想定し、災害時に発生したし尿等について適切に処理します。

2) 諸計画との整合

生活排水処理に係わる事業には公共下水道、合併処理浄化槽、し尿処理施設等があり、これらは事業実施主体が異なることから事業の整合性を図り、計画処理区域における各事業の現況と今後の動向について関係機関との十分な調整を図り、施策を推進します。

(7) 環境教育・環境学習（継続）

市民に対し、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備、浄化槽の適正管理の重要性を、パンフレットや広報等で示し、環境教育及び環境学習により啓発します。

資料編

第 1 章 用語集

あ行

1530（いちごーさんまる）運動

毎月 15 日をエコクッキングデー、毎月 30 日を冷蔵庫クリーンアップデーとし、食事会では、最初の 30 分、お開き前の 15 分は席を立たずに料理を楽しむことで、食品ロスの削減を目的とした取り組みです。

エコクッキング

エコロジー（環境）とクッキング（料理方法）を組み合わせた造語であり、環境にやさしい料理方法のことです。

エコストア協力店

市内で事業活動を営み、環境保全への取り組みを行っている小売業を営む店舗等を認定し、その利用を消費者に推奨することで、ごみの減量化・再資源化を推進する制度です。

ふじみ野市においては、平成 30 年度をもって制度を廃止しています。

温室効果ガス

太陽からのエネルギーを熱として吸収し、地表や大気をあたためる働きをする二酸化炭素やメタン等の気体を指します。人の活動により温室効果ガス濃度が上昇したことが、地球温暖化の原因の 1 つとされています。

か行

海洋プラスチック汚染

陸地から海洋に流れ出たプラスチックごみによる汚染のことです。

海洋プラスチックごみは、細かいマイクロプラスチックにまで分解されて生物に取り込まれることで、海洋環境や生態系に影響を与えるものとして国際的な問題となっています。

グリーン購入

品質や価格だけでなく、環境のことを考えて

環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを購入することです。

グリーン購入を推進することで、環境負荷の少ない製品の開発を促し、経済活動全体を環境配慮型へ変えていくことができます。

さ行

集団資源回収事業

団体によるリサイクル運動及び環境啓発活動の推進のため、日常生活から排出される一般廃棄物で再利用・再生利用できるものを回収する団体に報奨金を交付する事業です。

食品廃棄物

食品ロスのほか、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれたものをいいます。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、家庭での食べ残り等が該当します。

た行

ドギーバッグ

飲食店等での食べ残しを持ち帰る容器のことです。

地域クリーン推進員

市民の環境美化意識の向上と地域における環境美化の推進を図るため、各自治組織からの推薦に基づき、市長が委嘱しています。

な行

ナッジ理論

“nudge”（そっと後押しする）とは、人が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする政策手法のことです。人々が選択し意思決定する際の環境をデザインし、それにより行動もデザインするという理論です。

第2章 ごみ処理

2.1 中間処理

(1) ごみ処理フロー

ふじみ野市のごみ処理は環境センターを中心に行っています。もやすごみ及び可燃性粗大ごみは熱回収施設、紙類、布類及びびんを除くその他のごみ種はリサイクルセンターでそれぞれ受入れています。

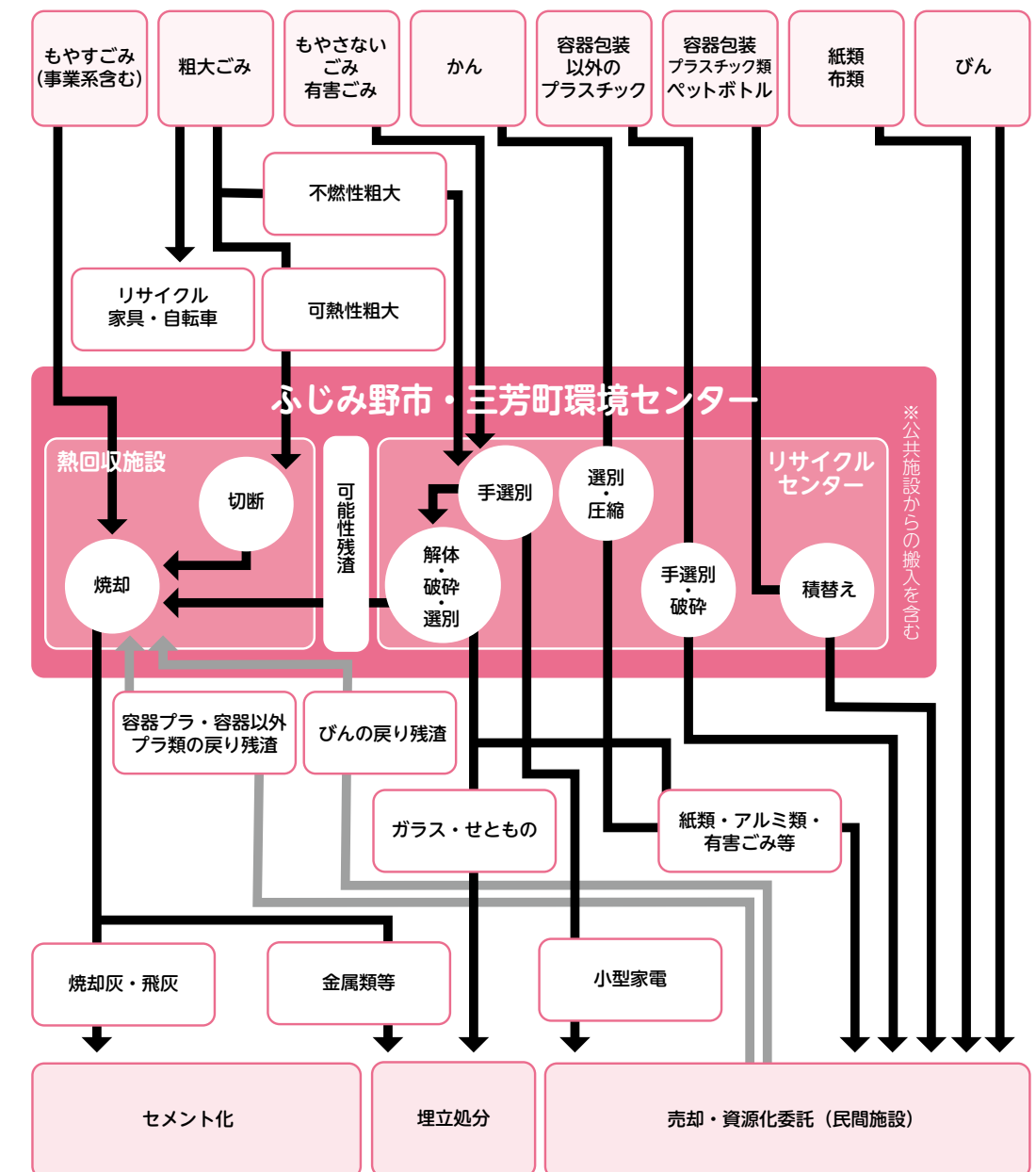


図 資-2-1 ごみ処理フロー

は行 バイオマス

木や草等、再生可能な生物由来の有機性の資源のことです。バイオマスは、燃焼すると二酸化炭素を排出しますが、その成長過程で光合成により二酸化炭素を吸収しており、全体で見ると大気中の二酸化炭素の収支はゼロとみなせるという特徴があります。

バイオマスプラスチック

トウモロコシやサトウキビ等のバイオマス資源を原料とする「バイオマスプラスチック」と微生物によって分解が可能な「生分解性プラスチック」の総称です。微生物の働きにより、最終的には水と二酸化炭素に分解されます。

フードシェアリングサービス

そのままでは廃棄されてしまう食品と購入希望者をマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みです。

フードドライブ活動

家庭で余っている食品を学校や職場等に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動です。

フードバンク活動

未利用食品を提供するための活動です。食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供します。

不燃性残渣

もやすごみの焼却残渣の中から焼却灰・飛灰を除いたもの、もやさないごみ・粗大ごみの破碎処理後の資源化できない不燃物・処理困難物及びびんの処理過程で発生した資源化できない不燃物です。

ベランダ de キーロ

土の中にいるバクテリアの力を利用して、生ごみを分解する「生ごみ処理容器」です。調理くずや食べ残し等を土の中に埋めて数日待つと、入れたものがバクテリアの力で分解され、なくなります。

ら行 リサイクル工房

市内のごみ集積所から集められた家具のうち、まだ使える物や手を加えれば使える物を修理・清掃し、市民に販売する事業です。

リチウムイオン電池

リチウムイオンの移動によって充放電を行う二次電池（再充電が可能な電池）です。携帯電話やPCのバッテリー等幅広い用途で使用されている一方で、破損・変形により発熱・発火する危険性が高く、不適切な分別により混入したリチウムイオン電池が出火原因となった事例が多数報告されています。

わ行 ワンウェイプラスチック

使い捨てプラスチックのことです。一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいいます。

英字 BCP（事業継続計画）

「Business Continuity Plan」の略称で、災害やシステム障害等の緊急事態に遭遇した場合でも、重要な業務を継続するために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法等を取り決めておく計画のことです。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略称で、参加者が互いに自分の生活や趣味、意見等を公開し、幅広く情報の交換を行うインターネット上のサービスです。

(2) 中間処理施設

1) 施設概要

平成 28 年 10 月に竣工したふじみ野市・三芳町環境センターにおいて、ふじみ野市及び三芳町から発生するごみの処理を行っています。

表 資 -2-1 環境センターの概要

もやすごみの処理施設	施設名称	ふじみ野市・三芳町環境センター 熱回収施設
	所在地	埼玉県ふじみ野市駒林 1117
	焼却能力	142 t / 日 (71t/24h × 2 炉)
	炉系式	全連続燃焼式焼却炉
	処理対象	もやすごみ
	余熱利用	3,200 k W 発電、場外熱供給
もやすごみ以外の処理施設	竣工日	平成 28 年 10 月
	施設名称	ふじみ野市・三芳町環境センター リサイクルセンター
	所在地	埼玉県ふじみ野市駒林 1117
	処理対象	もやさないごみ・粗大ごみ・容器包装以外のプラスチック類、かん、容器包装プラスチック
	処理内容	破碎・選別・積替え・保管・圧縮
	処理能力	破碎・選別系列 21.0 t / 日 (1 日 5 時間運転) 積替え系列 12.6 t / 日 (1 日 5 時間運転) 保管系列 7.9 t / 日 (1 日 5 時間運転)
	竣工日	平成 28 年 10 月



図 資 -2-2 ふじみ野市・三芳町環境センターの写真

2) 焼却処理

(ア) 焼却処理量

焼却処理量及び焼却率は、平成 29 年度以降増減を繰り返しており、もやすごみの搬入量及び可燃性残渣の搬入量は、令和元年度に増加しましたが、令和 2 年度に大きく減少しています。これは、令和 2 年度の粗大ごみの有料化による粗大ごみの可燃性残渣の減少や、新型コロナウイルス流行による事業系もやすごみの排出量の減少によるものであると考えられます。

表 資 -2-2 焼却処理量の実績（ふじみ野市分）

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
搬入量（＝焼却処理量） （焼却率 *1）	t / 年	24,673 77.5%	24,519 77.4%	25,046 77.9%	24,400 76.8%
	もやすごみ	t / 年	23,131	22,934	23,073
	可燃性残渣	t / 年	1,542	1,585	1,974
搬出量 （残渣率 *2）	t / 年	2,163 8.8%	2,219 9.1%	2,257 9.0%	2,250 9.2%
	焼却残渣	t / 年	2,095	2,119	2,168
	焼却金属	t / 年	68	100	89

* 1 焼却率＝（焼却処理量）÷（ごみ排出量） * 2 残渣率＝（焼却残渣＋焼却金属）÷（焼却処理量）
注）災害廃棄物を含む。
注）四捨五入により、合計が合わない場合がある。
注）焼却残渣とは、廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の焼け残り等を指す。

(イ) 焼却対象物の組成

焼却対象物の組成は、紙・布類の割合が平均 48.9％で最も多く、次いでビニール・合成樹脂類が平均 31.8％、木・竹・ワラ類が平均 12.7％となっています。

表 資 -2-3 もやすごみの組成調査結果（乾ベース）

区分		平成 29	平成 30	令和元	令和 2	平均
ごみ組成 (%)	①紙・布類	48.7	47.6	50.5	48.9	48.9
	②ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	31.8	33.9	30.0	31.4	31.8
	③木・竹・ワラ類	10.8	13.3	13.1	13.8	12.7
	④厨芥類	7.1	4.0	4.2	4.3	4.9
	⑤不燃物類	1.1	0.7	1.3	0.8	1.0
	⑥その他 (5mm 以下)	0.6	0.5	0.9	0.8	0.7
	合計	100	100	100	100	100
単位容積重量 (kg/m³)		263	197	162	120	185
ごみの 3 成分 (%)	水分	46.3	42.1	41.5	42.8	43
	灰分	4.6	5.0	6.0	5.5	5.3
	可燃分	49.1	52.9	52.5	51.6	51.5
	合計	100	100	100	100	100
低位発熱量 (kJ/kg)	計算	8,084	8,912	8,851	8,648	8,624
	実測	10,332	11,842	10,758	11,267	11,049

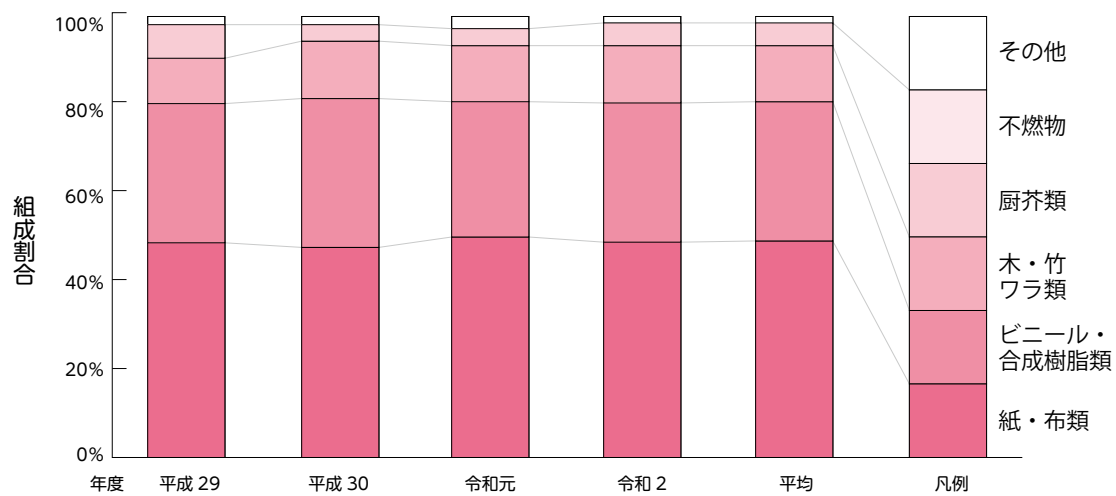


図 資-2-3 もやすごみの組成調査結果（乾ベース）

3) 破碎・選別処理

破碎・選別処理量は、平成 30 年度及び令和元年度は増加傾向にあり、特に令和元年度は、もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ及び容器包装以外のプラスチック類の搬入量ともに増加しました。令和元年度のもやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみの搬入量の大幅な増加は、令和 2 年度の粗大ごみの有料化前の駆け込みによるものであると考えられ、令和 2 年度は減少に転じました。

再生利用量は増減を繰り返しています。

表 資-2-4 破碎・選別処理量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
搬入量	t / 年	2,817	2,886	3,264	2,975
	もやさないごみ・粗大ごみ・有害ごみ	2,446	2,508	2,833	2,521
	容器包装以外のプラスチック類	371	378	431	454
搬出量		2,817	2,886	3,264	2,975
再生利用量 *	t / 年	1,114	1,117	1,136	962
	小型家電・廃家電線・携帯電話	151	158	47	54
	廃蛍光管・廃乾電池	40	40	38	42
	鉄類	512	508	617	589
	アルミ類	19	33	39	43
	廃自転車・廃タイヤ・家具	115	121	161	44
	容器包装以外のプラスチック類	276	257	234	189
	可燃性残渣	1,435	1,503	1,811	1,661
不燃性残渣・処理困難物		268	266	318	353

*再生利用量：中間処理施設で選別等の処理を経て資源化されるもの

注) 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

4) 選別・圧縮処理

選別・圧縮処理量は平成 29 年度から令和元年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和 2 年度は増加に転じました。

図 資-2-5 選別・圧縮処理量の実績

年度		平成 29	平成 30	令和元	令和 2
搬入量	t / 年	183	179	179	200
	飲み物のかん	183	179	179	200
搬出量		183	179	179	200
再生利用量 *	t / 年	181	169	163	191
	アルミ缶	134	137	135	160
	スチール缶	47	32	28	30
	可燃性残渣	2	10	17	10

* 再生利用量：中間処理施設で選別等の処理を経て資源化されるもの

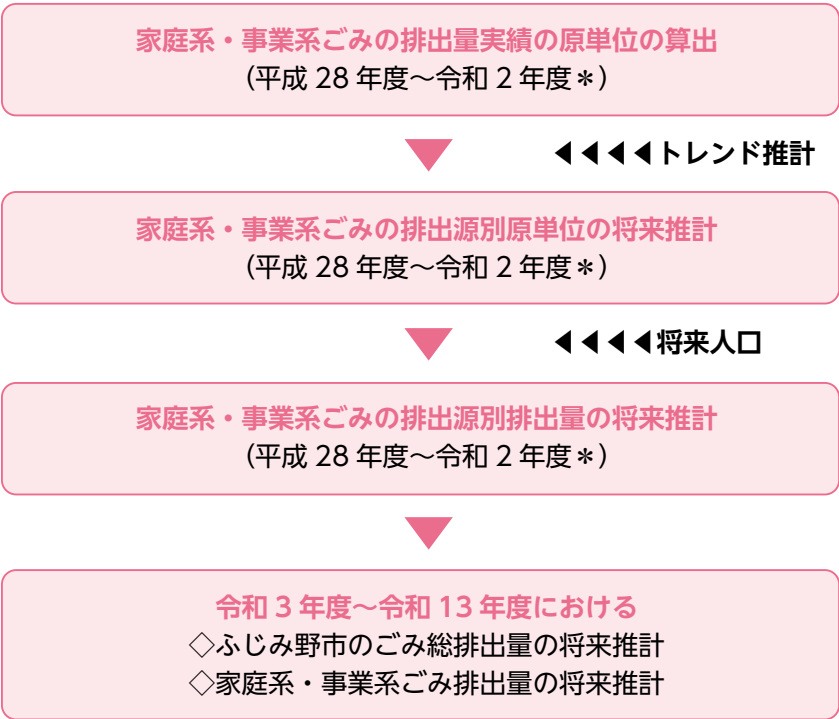
注) 四捨五入により、合計が合わない場合がある。

2.2 ごみ排出量の推計

(1) 推計方法

将来ごみ排出量として、施策を実施しない場合の「現状維持時の将来ごみ排出量」を推計しました。なお、将来人口については、埼玉県の市町村別人口推計ツールを用いて算出しました。

また、中間目標年度を令和 8 年度、計画目標年度は令和 13 年度に設定しました。



* ごみ量の変動が小さい 4 年度分を推計に用いた。

図 資 -2-4 ごみ排出量推計の基本手順

表 資 -2-6 推計に用いた推計式

式名	推計式	推計式の特徴
直線式（一次回帰式）	$y=a+bx$	一定の割合で直線的に変化する。
二次回帰式	$y=ax^2+bx+c$	推計で実績と逆の変化をする場合がある。
指数回帰式	$y=a \times e^{(bx)}$	一次式と比べ変化の度合いが大きい。
べき乗回帰式	$y=a \times x^b$	比較的变化の度合いが少ない。
ロジスティック式	$y=a/(1+b \times \exp (-cx))$	中間年度が最も大きい増加率を示す。

(2) 人口の推計

平成 23 年度から令和 2 年度までの人口は、住民基本台帳の 10 月 1 日時点の実績を①直線式、②二次式、③指数式、④べき乗式、⑤ロジスティック式の 5 式を用いて推計しました。また、⑥住基（社人研）及び⑦住基（ツール）は国勢調査による人口を採用している国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口及び埼玉県の市町村別人口推計ツールについて、それぞれ 5 年毎の将来推計結果を直線補間し、令和 2 年度の住民基本台帳の人口との差分を引いた値です。

⑥住基（社人研）及び⑦住基（ツール）は似た推計結果を示し、⑦住基（ツール）はふじみ野市の出生率や死亡率等を加味した推計となっており、より実態に即した推計結果になっているため、本計画では⑦住基（ツール）を採用しました。

表 資 -2-7 人口の実績及び推計

単位：人

経過 年数 (X)	年度		推計 データ 採用	実績値	推計値 (y)							採用値
	西暦	和暦			① 直線式	② 二次式	③ 指数式	④ べき乗式	⑤ ロジスティック式	⑥住基 (社人研)*1	⑦住基 (ツール)*2	
1	2011	23	○	106,096								
2	2012	24	○	108,489								
3	2013	25	○	109,837								
4	2014	26	○	111,339								
5	2015	27	○	112,730								
6	2016	28	○	113,426								
7	2017	29	○	113,954								
8	2018	30	○	114,240								
9	2019	1	○	114,394								
10	2020	2	○	114,558								
11	2021	3			116,841	113,934	116,959	115,460	113,720	114,882	115,043	115,043
12	2022	4			117,739	113,245	117,908	115,817	113,730	115,206	115,529	115,529
13	2023	5			118,636	112,292	118,865	116,148	113,736	115,531	116,014	116,014
14	2024	6			119,533	111,075	119,830	116,454	113,739	115,855	116,500	116,500
15	2025	7			120,430	109,593	120,803	116,740	113,741	116,179	116,986	116,986
16	2026	8			121,328	107,847	121,783	117,009	113,742	116,309	117,267	117,267
17	2027	9			122,225	105,837	122,772	117,261	113,742	116,438	117,550	117,550
18	2028	10			123,122	103,563	123,768	117,500	113,743	116,568	117,832	117,832
19	2029	11			124,019	101,024	124,773	117,726	113,743	116,697	118,114	118,114
20	2030	12			124,917	98,221	125,786	117,941	113,743	116,827	118,396	118,396
21	2031	13			125,814	95,153	126,807	118,143	113,743	116,842	118,547	118,547
備考				推形式 定数 a 定数 b 定数 c 収束値 k	$y=a \cdot b \cdot x$ 106971.33 897.27	$y=a \cdot b \cdot x^c$ 104063.83 2351.02 -132.16	$y=a \cdot b \cdot x$ 107006.46 1.01	$y=a \cdot x \cdot b$ 106020.13 0.04	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$ 0.15 0.60 113742.9			
				相関係数	0.93553	0.99837	0.93192	0.99310	0.96644			
				相関順位	4	1	5	2	3			

*1 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口（平成 30 年推計）」から、ふじみ野市の 5 か年毎の予測値を直線補間し、令和 2 年度の住民基本台帳の人口との差分を引いた値。

*2 埼玉県の「市町村別人口推計ツール【リニューアル版】（2019 年 3 月 22 日更新）」から、ふじみ野市の 5 か年毎の予測値を直線補間し、令和 2 年度の住民基本台帳の人口との差分を引いた値。

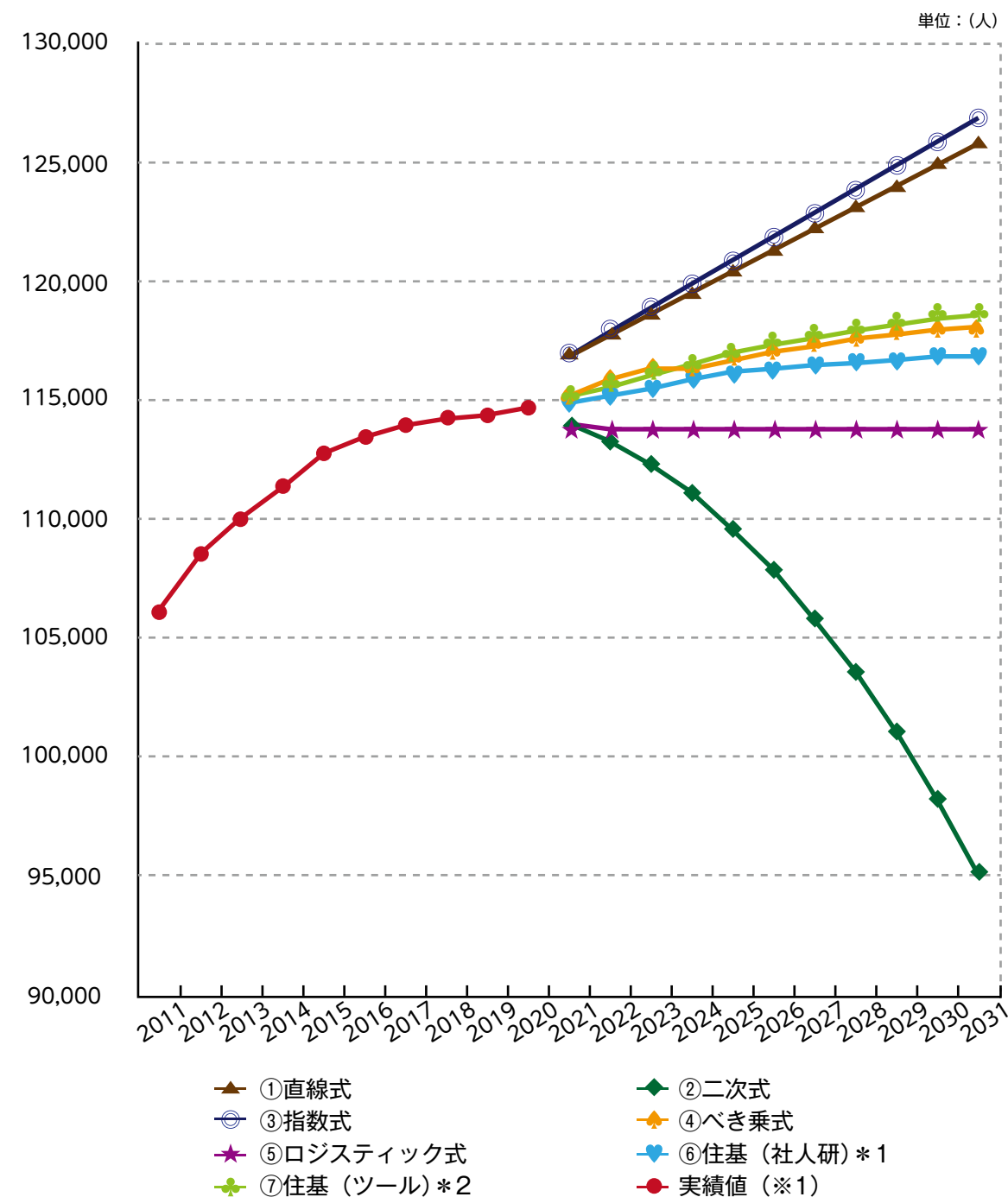


図 資-2-5 人口の実績及び推計

(3) 家庭系原単位の推計

平成 28 年度以前は値の変動が大きいため、平成 29 年度から令和 2 年度までの実績を①直線式、②二次式、③指数式、④べき乗式、⑤ロジスティック式の 5 式を用いて推計しました。

図 資-2-6 より、増加の幅が大きい②二次式は除き、表 資-2-8 の相関係数が高い、③指数式を採用しました。

表 資-2-8 人口の実績及び推計

単位：g/人日

経過 年数 (X)	年度		推計 データ 採用	実績値	推計値 (y)					採用値
	西暦	和暦			① 直線式	② 二次式	【採用式】 ③指数式	④ べき乗式	⑤ ロジスティック式	
1	2011	23		665.52						
2	2012	24		657.23						
3	2013	25		651.27						
4	2014	26		628.36						
5	2015	27		619.12						
6	2016	28		604.50						
7	2017	29	○	591.08						
8	2018	30	○	589.06						
9	2019	1	○	599.49						
10	2020	2	○	606.31						
11	2021	3			610.52	621.58	610.61	608.86	470.12	610.61
12	2022	4			616.13	640.47	616.37	612.97	386.31	616.37
13	2023	5			621.74	663.79	622.19	616.78	291.60	622.19
14	2024	6			627.36	691.53	628.05	620.32	201.55	628.05
15	2025	7			632.97	723.70	633.98	623.63	128.98	633.98
16	2026	8			638.58	760.29	639.96	626.75	77.88	639.96
17	2027	9			644.20	801.31	646.00	629.70	45.23	646.00
18	2028	10			649.81	846.76	652.09	632.49	25.64	652.09
19	2029	11			655.42	896.63	658.24	635.13	14.33	658.24
20	2030	12			661.04	950.93	637.45	637.66	7.95	664.45
21	2031	13			666.65	1,009.65	670.72	640.07	4.39	670.72
備考				推形式 定数 a 定数 b 定数 c 収束値 k	y=a・b・x 548.7717803 5.61324	y=a・b・x+c・x 705.8889328 -32.00636 2.21292	y=a・bx 550.6934349 1.00943	y=a・xb 505.8581911 0.07729	y=k/(1+a・e-bx) 0.00049 -0.60000 638.6	
				相関係数	0.91057	0.96552	0.91191	0.89314	-0.95282	
				相関順位	3	1	2	4	5	

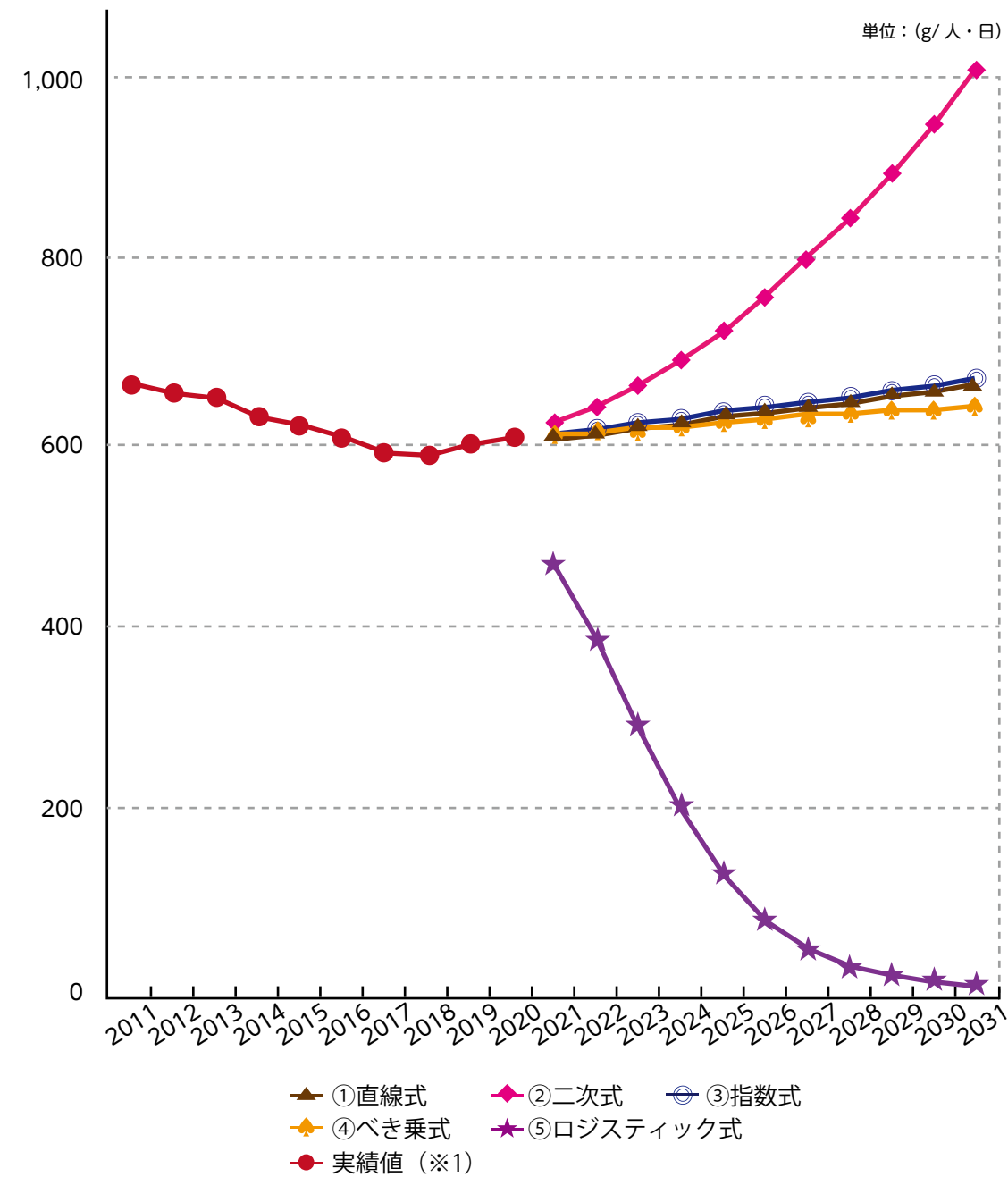


図 資 -2-6 家庭系原単位の実績及び推計

(4) 事業系原単位の推計

平成 27 年度以降の変動が大きく、令和 2 年度は大きく減少していることから、平成 28 年度から令和元年度までの実績を 5 つの式を用いて推計し、⑥ H28 ～ R1 平均は数値の変動が少ない平成 28 年度から令和元年度までの平均値が横ばいになる推計としました。

事業者の維持的な減量努力がないと減少傾向は維持しないことから、⑥ H28 ～ R1 平均を採用しました。

表 資 -2-9 事業系原単位の実績及び推

単位：t/日

経過 年数 (X)	年度		推計 データ 採用	実績値	推計値 (y)						採用値
	西暦	和暦			① 直線式	② 二次式	③ 指数式	④ べき乗式	⑤ ロジスティック式	【採用式】 ⑥ H28 ～ R1 平均	
1	2011	23		19.89							
2	2012	24		20.47							
3	2013	25		20.55							
4	2014	26		21.00							
5	2015	27		20.74							
6	2016	28	○	19.95							
7	2017	29	○	19.83							
8	2018	30	○	19.54							
9	2019	1	○	19.23							
10	2020	2		17.61							
11	2021	3			18.78	18.25	18.79	18.94	16.49	19.64	19.64
12	2022	4			18.53	17.62	18.56	18.79	14.21	19.64	19.64
13	2023	5			18.29	16.89	18.33	18.65	11.35	19.64	19.64
14	2024	6			18.04	16.06	18.10	18.53	8.30	19.64	19.64
15	2025	7			17.79	15.14	17.87	18.41	5.58	19.64	19.64
16	2026	8			17.55	14.12	17.65	18.30	3.49	19.64	19.64
17	2027	9			17.30	13.01	17.43	18.20	2.07	19.64	19.64
18	2028	10			17.05	11.80	17.21	18.10	1.19	19.64	19.64
19	2029	11			16.81	10.49	17.00	18.02	0.67	19.64	19.64
20	2030	12			16.56	9.08	16.78	17.93	0.37	19.64	19.64
21	2031	13			16.32	7.58	16.57	17.85	0.21	19.64	19.64
備考				推形式	$y=a \cdot b \cdot x$	$y=a \cdot b \cdot x + c \cdot x$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$		
				定数 a	21.48802904	18.83445608	21.57951715	23.60053114	0.00033		
				定数 b	-0.24630	0.47741	0.98751	-0.09172	-0.60000		
				定数 c		-0.04825					
				収束値 k					20.5		
				相関係数	0.98337	0.99835	0.98239	0.96970	0.99452		
				相関順位	3	1	4	5	2		

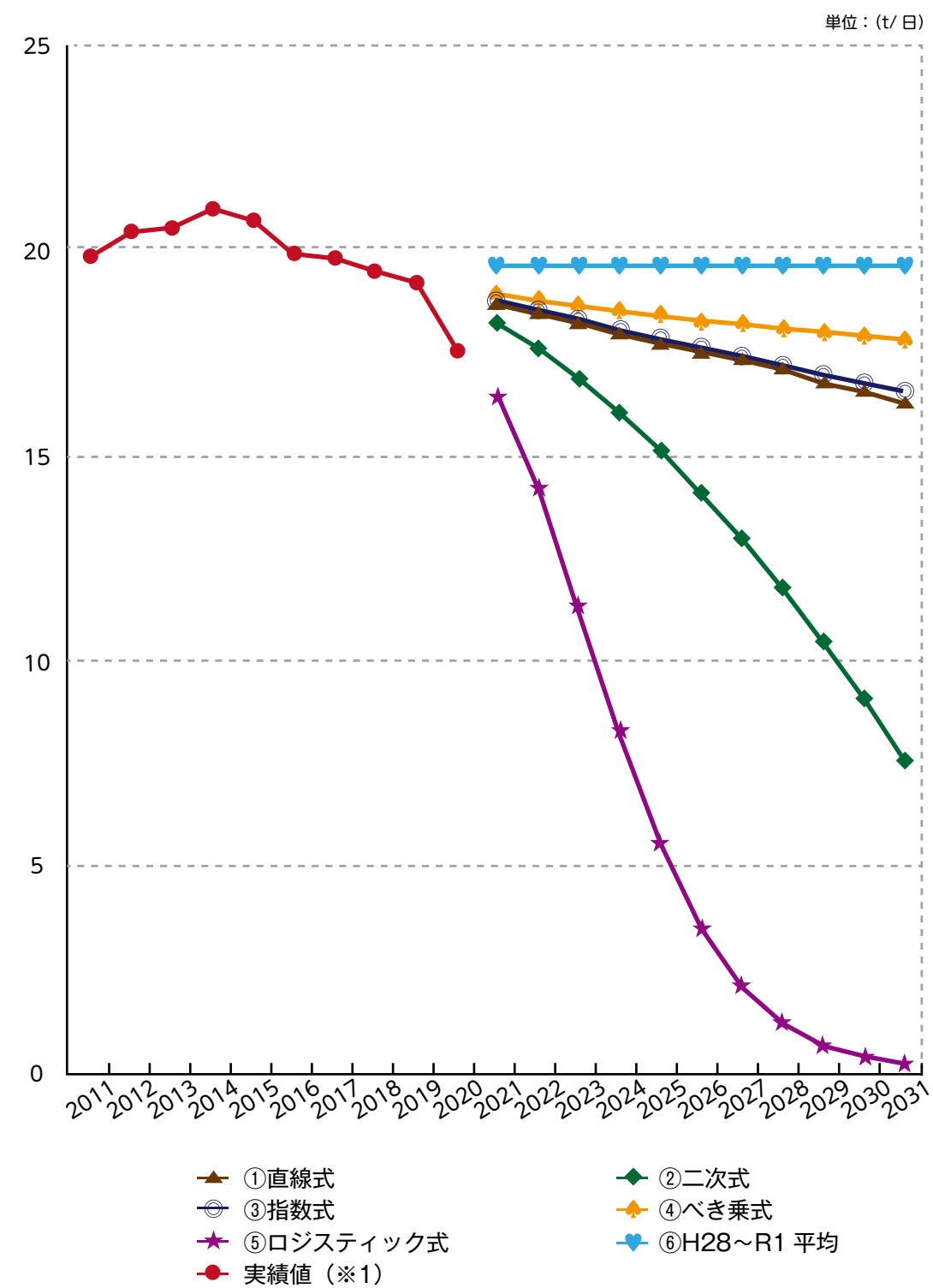


図 資-2-7 事業系原単位の実績及び推計

2.3 現状を維持した場合のごみ排出量の将来推計結果

2.2 の推計方法に基づき、現状を維持した場合の将来ごみ排出量を推計した結果を表 資-2-10 に示します。

表 資-2-10 ごみの推計結果（現状維持の場合）

年 度		実績値				推計値											
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	
排出量	人 口	人	113,954	114,240	114,394	114,558	115,043	115,529	116,014	116,500	116,986	117,267	117,550	117,832	118,114	118,396	118,547
	総ごみ排出量	t/ 年	31,824	31,696	32,138	31,781	32,809	33,160	33,607	33,875	34,239	34,561	34,981	35,214	35,546	35,883	36,290
	家庭系ごみ + 集団資源回収	t/ 年	24,585	24,562	25,099	25,352	25,640	25,991	26,419	26,706	27,071	27,392	27,793	28,046	28,378	28,714	29,101
	もやすごみ	t/ 年	16,022	15,979	16,104	16,314	16,612	16,840	17,117	17,303	17,539	17,747	18,007	18,171	18,386	18,604	18,855
	もやさないごみ・粗大ごみ	t/ 年	2,301	2,438	2,755	2,463	2,588	2,623	2,667	2,696	2,732	2,765	2,805	2,831	2,864	2,898	2,937
	もやさないごみ	t/ 年	1,384	1,484	1,627	1,401	1,552	1,573	1,599	1,617	1,639	1,658	1,683	1,698	1,718	1,738	1,762
	粗大ごみ	t/ 年	917	955	1,128	1,062	1,036	1,050	1,067	1,079	1,094	1,107	1,123	1,133	1,146	1,160	1,176
	資源物	t/ 年	5,781	5,697	5,822	6,237	5,975	6,056	6,156	6,223	6,308	6,383	6,476	6,535	6,612	6,691	6,781
	飲み物のかん	t/ 年	181	177	177	199	185	187	190	192	195	197	200	202	204	207	210
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	369	373	425	450	403	409	416	420	426	431	437	441	447	452	458
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,511	1,525	1,515	1,605	1,572	1,593	1,619	1,637	1,659	1,679	1,704	1,719	1,739	1,760	1,784
	ペットボトル	t/ 年	303	336	337	358	337	342	347	351	356	360	365	369	373	378	383
	びん	t/ 年	708	654	657	686	697	707	718	726	736	745	756	763	772	781	791
	布類	t/ 年	358	337	402	442	379	384	391	395	400	405	411	415	419	424	430
	新聞紙	t/ 年	523	434	423	400	477	483	491	496	503	509	517	521	527	534	541
	ダンボール	t/ 年	691	667	732	884	722	732	744	752	762	771	782	789	799	808	819
	紙パック	t/ 年	33	31	32	37	33	33	34	34	35	35	36	36	36	37	37
	雑誌・雑がみ	t/ 年	1,091	1,148	1,108	1,156	1,156	1,172	1,191	1,204	1,220	1,235	1,253	1,264	1,279	1,295	1,312
	シュレツダー紙	t/ 年	14	14	13	20	14	15	15	15	15	15	16	16	16	16	16
	集団資源回収	t/ 年	481	448	419	338	465	472	479	484	491	497	504	509	515	521	528
	事業系ごみ	t/ 年	7,239	7,134	7,038	6,429	7,169	7,169	7,188	7,169	7,169	7,169	7,188	7,169	7,169	7,169	7,188
	もやすごみ	t/ 年	7,082	6,955	6,872	6,276	7,000	7,000	7,020	7,000	7,000	7,000	7,020	7,000	7,000	7,000	7,020
	もやさないごみ・粗大ごみ	t/ 年	66	69	65	58	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
	もやさないごみ	t/ 年	33	32	25	19	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	粗大ごみ	t/ 年	34	37	40	39	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37
	資源物	t/ 年	91	109	101	95	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101
	飲み物のかん	t/ 年	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	2	4	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	容器包装プラスチック類	t/ 年	8	6	5	4	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	ペットボトル	t/ 年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	びん	t/ 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	布類	t/ 年	0	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	新聞紙	t/ 年	1	2	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ダンボール	t/ 年	23	23	21	24	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	紙パック	t/ 年	0	0	6	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	雑誌・雑がみ	t/ 年	36	53	37	39	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42	42
	シュレツダー紙	t/ 年	16	16	18	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	災害廃棄物	t/ 年	106	0	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ふじみ野市・三芳町環境センター熱回収施設																
	搬入量 合計	t/ 年	24,673	24,519	25,046	24,400	25,363	25,614	25,939	26,125	26,386	26,615	26,921	27,083	27,320	27,561	27,857
	もやすごみ	t/ 年	23,131	22,934	23,073	22,590	23,613	23,840	24,137	24,304	24,540	24,748	25,027	25,171	25,387	25,604	25,875
可燃性残渣	t/ 年	1,542	1,585	1,974	1,810	1,750	1,773	1,802	1,821	1,846	1,867	1,894	1,911	1,934	1,956	1,982	
搬出量 合計	t/ 年	2,163	2,219	2,257	2,250	2,268	2,291	2,320	2,336	2,360	2,380	2,408	2,422	2,443	2,465	2,491	
焼却灰	t/ 年	1,254	1,270	1,282	1,295	1,300	1,313	1,330	1,339	1,352	1,364	1,380	1,388	1,400	1,413	1,428	
飛灰	t/ 年	813	827	822	797	841	849	860	866	875	883	893	898	906	914	924	
不適物	t/ 年	28	23	64	73	39	40	40	40	41	41	42	42	42	43	43	
磁選物	t/ 年	69	100	89	84	88	89	90	91	91	92	93	94	95	96	97	

表 資-2-10 ごみの推計結果（現状維持の場合）（つづき）

年 度		実績値				推計値											
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	
リサイクルセンター																	
搬入量	合計	t/ 年	4,824	4,934	5,304	5,144	5,167	5,237	5,322	5,379	5,451	5,515	5,594	5,644	5,710	5,777	5,854
	もやさないごみ・粗大ごみ	t/ 年	2,446	2,508	2,833	2,521	2,655	2,691	2,734	2,763	2,800	2,832	2,873	2,898	2,932	2,966	3,005
	飲み物のかん	t/ 年	183	179	179	200	187	190	193	195	197	200	203	204	207	209	212
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	371	378	431	454	407	413	420	424	430	435	441	445	450	456	462
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,519	1,531	1,521	1,609	1,578	1,600	1,626	1,644	1,666	1,686	1,710	1,726	1,746	1,767	1,790
	ペットボトル	t/ 年	305	338	340	359	339	344	350	353	358	362	368	371	375	380	385
	搬出量 合計	t/ 年	4,824	4,934	5,304	5,144	5,167	5,237	5,322	5,379	5,451	5,515	5,594	5,644	5,710	5,777	5,854
	小型家電	t/ 年	151	158	31	36	117	118	120	122	123	125	126	128	129	130	132
	携帯電話	t/ 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃蛍光管	t/ 年	11	10	9	10	10	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12
	廃乾電池	t/ 年	29	30	28	32	30	30	31	31	32	32	33	33	33	34	34
	廃家電線	t/ 年	0	0	16	17	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	処理困難物	t/ 年	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	廃自転車	t/ 年	100	106	142	36	119	121	123	124	126	127	129	130	132	133	135
	自転車タイヤ	t/ 年	9	10	12	4	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12
	家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7
	金属類	t/ 年	713	710	819	823	769	779	792	800	811	821	832	840	850	860	871
	鉄千	t/ 年	364	249	289	272	309	314	319	322	326	330	335	338	342	346	350
	シュレッダースチール	t/ 年	148	259	328	317	252	256	260	263	266	269	273	276	279	282	286
	シュレッダーアルミ	t/ 年	17	33	39	43	30	31	31	32	32	32	33	33	34	34	34
スプレー缶アルミ	t/ 年	3	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
アルミ缶	t/ 年	134	137	135	160	139	141	144	145	147	149	151	152	154	156	158	
スチール缶	t/ 年	47	32	28	30	36	37	37	38	38	39	39	40	40	41	41	
容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	276	257	234	189	263	266	271	274	277	281	285	287	290	294	298	
容器包装プラスチック類	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,557	1,578	1,603	1,621	1,642	1,662	1,686	1,701	1,720	1,741	1,764	
ペットボトル	t/ 年	308	331	335	361	334	339	344	348	352	357	362	365	369	374	379	
可燃性残渣	t/ 年	1,442	1,528	1,849	1,697	1,653	1,676	1,703	1,721	1,744	1,765	1,790	1,806	1,827	1,848	1,873	
不燃性残渣	t/ 年	264	263	314	350	288	292	297	300	304	308	312	315	319	322	327	
リサイクル工房																	
搬入量	合計	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7
	家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7
	搬出量 合計	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7
	家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7
	可燃性残渣	t/ 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間中間処理施設 1																	
搬入量	合計	t/ 年	709	655	658	687	698	708	719	727	737	746	757	764	773	782	792
	びん	t/ 年	709	655	658	687	698	708	719	727	737	746	757	764	773	782	792
	搬出量 合計	t/ 年	709	655	658	687	698	708	719	727	737	746	757	764	773	782	792
	ガラス類	t/ 年	676	668	617	677	677	686	698	705	715	723	734	740	749	758	768
	可燃性残渣	t/ 年	23	(26)	30	(2)	9	10	10	10	10	10	10	10	11	11	11
	不燃性残渣	t/ 年	10	13	11	12	12	12	12	12	12	12	13	13	13	13	13
民間中間処理施設 2																	
搬入量	合計	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,557	1,578	1,603	1,621	1,642	1,662	1,686	1,701	1,720	1,741	1,764
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,557	1,578	1,603	1,621	1,642	1,662	1,686	1,701	1,720	1,741	1,764
	搬出量 合計	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,557	1,578	1,603	1,621	1,642	1,662	1,686	1,701	1,720	1,741	1,764
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,434	1,441	1,410	1,465	1,470	1,490	1,514	1,530	1,551	1,569	1,592	1,606	1,625	1,643	1,665
	可燃性残渣	t/ 年	76	83	94	115	87	88	89	90	92	93	94	95	96	97	98

表 資-2-10 ごみの推計結果（現状維持の場合）（つづき）

年 度		実績値				推計値										
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)
資源化量	t/ 年	9,053	8,948	8,915	9,065	9,283	9,401	9,545	9,639	9,761	9,868	10,004	10,086	10,197	10,309	10,440
直接資源化	t/ 年	2,791	2,679	2,732	2,978	2,865	2,903	2,950	2,981	3,020	3,055	3,099	3,126	3,162	3,199	3,241
布類	t/ 年	343	311	362	414	380	385	391	395	401	406	411	415	420	425	431
新聞紙	t/ 年	528	435	425	401	478	484	492	498	504	510	518	522	529	535	542
ダンボール	t/ 年	722	691	752	908	744	754	766	774	784	793	805	812	821	830	841
紙パック	t/ 年	33	31	38	37	35	35	36	36	37	37	38	38	38	39	39
雑誌・雑がみ	t/ 年	1,136	1,180	1,125	1,180	1,198	1,214	1,233	1,246	1,263	1,277	1,295	1,307	1,322	1,337	1,354
シュレッダー紙	t/ 年	30	30	31	38	31	31	32	32	32	32	32	32	33	33	33
中間処理後資源化	t/ 年	5,781	5,821	5,764	5,749	5,953	6,026	6,116	6,174	6,249	6,316	6,401	6,451	6,520	6,589	6,671
セメント化	t/ 年	2,067	2,096	2,104	2,093	2,141	2,162	2,190	2,205	2,227	2,247	2,273	2,286	2,306	2,327	2,352
焼却灰（セメント）	t/ 年	1,254	1,270	1,282	1,295	1,300	1,313	1,330	1,339	1,352	1,364	1,380	1,388	1,400	1,413	1,428
飛灰（セメント）	t/ 年	813	827	822	797	841	849	860	866	875	883	893	898	906	914	924
リサイクルセンター	t/ 年	1,603	1,616	1,633	1,513	1,665	1,687	1,715	1,733	1,756	1,777	1,802	1,818	1,840	1,861	1,886
小型家電	t/ 年	151	158	31	36	117	118	120	122	123	125	126	128	129	130	132
携帯電話	t/ 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃蛍光灯	t/ 年	11	10	9	10	10	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12
廃乾電池	t/ 年	29	30	28	32	30	30	31	31	32	32	33	33	33	34	34
廃家電線	t/ 年	0	0	16	17	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
廃自転車	t/ 年	100	106	142	36	119	121	123	124	126	127	129	130	132	133	135
自転車タイヤ	t/ 年	9	10	12	4	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12
金属類	t/ 年	713	710	819	823	769	779	792	800	811	821	832	840	850	860	871
ペットボトル	t/ 年	308	331	335	361	334	339	344	348	352	357	362	365	369	374	379
容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	276	257	234	189	263	266	271	274	277	281	285	287	290	294	298
家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	6	7	7	7	7	7
民間中間処理施設	t/ 年	2,111	2,109	2,026	2,143	2,147	2,176	2,212	2,235	2,266	2,292	2,325	2,346	2,374	2,402	2,434
びん	t/ 年	676	668	617	677	677	686	698	705	715	723	734	740	749	758	768
容器包装プラスチック類	t/ 年	1,434	1,441	1,410	1,465	1,470	1,490	1,514	1,530	1,551	1,569	1,592	1,606	1,625	1,643	1,665
集団資源回収	t/ 年	481	448	419	338	465	472	479	484	491	497	504	509	515	521	528
最終処分量	t/ 年	374	402	482	522	431	436	443	447	453	458	464	467	473	478	484
不適物	t/ 年	28	23	64	73	39	40	40	40	41	41	42	42	42	43	43
磁選物	t/ 年	69	100	89	84	88	89	90	91	91	92	93	94	95	96	97
処理困難物	t/ 年	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
不燃性残渣	t/ 年	273	275	325	362	300	304	309	312	316	320	325	328	332	335	340
1 年の日数	日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366	365	365	365	366
1 人 1 日あたりのごみ排出量	g/ 人・日	765	760	768	760	781	786	791	797	802	807	813	819	825	830	836
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量	g/ 人・日	591	589	599	606	611	616	622	628	634	640	646	652	658	664	671
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物、集団資源回収を除く）	g/ 人・日	441	442	450	449	457	462	466	470	475	479	484	488	493	498	502
1 日あたりの事業系ごみ排出量	t/ 日	20	20	19	18	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
リサイクル率		28.4%	28.2%	27.7%	28.5%	28.3%	28.3%	28.4%	28.5%	28.5%	28.6%	28.6%	28.6%	28.7%	28.7%	28.8%
最終処分率		1.2%	1.3%	1.5%	1.6%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
1 人 1 日あたりの最終処分量	g/ 人・日	9.0	9.6	11.5	12.5	10.3	10.3	10.4	10.5	10.6	10.7	10.8	10.9	11.0	11.1	11.1

2.4 施策を実施した場合のごみ排出量の将来推計結果

数値目標に基づき、将来目指すべき将来ごみ排出量を推計した結果を表 資 -2-11 に示します。

表 資 -2-11 ごみ量の将来推計（施策を実施した場合）

年 度		実績値				推計値										
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)
人 口	人	113,954	114,240	114,394	114,558	115,043	115,529	116,014	116,500	116,986	117,267	117,550	117,832	118,114	118,396	118,547
	総ごみ排出量	t/ 年	31,824	31,696	32,138	31,781	31,889	31,751	31,681	31,471	31,329	31,143	31,024	30,767	30,578	30,238
	家庭系ごみ + 集団資源回収	t/ 年	24,585	24,562	25,099	25,352	25,459	25,412	25,432	25,312	25,261	25,164	25,136	24,969	24,870	24,770
	もやすごみ	t/ 年	16,022	15,979	16,104	16,314	16,495	16,385	16,318	16,160	16,047	15,904	15,828	15,629	15,482	15,324
	もやさないごみ・粗大ごみ	t/ 年	2,301	2,438	2,755	2,463	2,570	2,565	2,567	2,555	2,550	2,540	2,537	2,520	2,510	2,494
	もやさないごみ	t/ 年	1,384	1,484	1,627	1,401	1,541	1,538	1,540	1,532	1,529	1,523	1,522	1,512	1,506	1,496
	粗大ごみ	t/ 年	917	955	1,128	1,062	1,029	1,027	1,027	1,023	1,021	1,017	1,015	1,009	1,005	998
	資源物	t/ 年	5,781	5,697	5,822	6,237	5,932	6,001	6,086	6,138	6,206	6,264	6,314	6,367	6,426	6,444
	飲み物のかん	t/ 年	181	177	177	199	183	183	183	182	182	181	181	180	179	178
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	369	373	425	450	401	400	400	398	397	396	395	393	391	389
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,511	1,525	1,515	1,605	1,561	1,558	1,559	1,552	1,548	1,542	1,541	1,530	1,524	1,515
	ペットボトル	t/ 年	303	336	337	358	335	334	334	333	332	331	331	328	327	325
	びん	t/ 年	708	654	657	686	692	691	692	688	687	684	683	679	676	672
	布類	t/ 年	358	337	402	442	376	376	376	374	373	372	372	369	368	366
	新聞紙	t/ 年	523	434	423	400	473	488	505	519	534	548	559	574	589	596
	ダンボール	t/ 年	691	667	732	884	717	739	764	785	807	828	845	868	890	900
	紙パック	t/ 年	33	31	32	37	33	34	35	36	37	38	39	40	41	41
	雑誌・雑がみ	t/ 年	1,091	1,148	1,108	1,156	1,148	1,184	1,223	1,256	1,292	1,326	1,352	1,388	1,423	1,440
	シュレッダー紙	t/ 年	14	14	13	20	14	15	15	16	16	17	17	17	18	18
	集団資源回収	t/ 年	481	448	419	338	462	461	461	459	458	457	456	453	451	449
	事業系ごみ	t/ 年	7,239	7,134	7,038	6,429	6,429	6,339	6,249	6,159	6,069	5,979	5,888	5,798	5,708	5,618
	もやすごみ	t/ 年	7,082	6,955	6,872	6,276	6,278	6,190	6,102	6,014	5,926	5,838	5,750	5,662	5,574	5,486
	もやさないごみ・粗大ごみ	t/ 年	66	69	65	58	60	59	59	58	57	56	55	54	54	53
	もやさないごみ	t/ 年	33	32	25	19	27	27	26	26	25	25	25	24	24	24
	粗大ごみ	t/ 年	34	37	40	39	33	33	32	32	31	31	31	30	30	29
	資源物	t/ 年	91	109	101	95	91	89	88	87	85	84	83	82	80	79
	飲み物のかん	t/ 年	2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	2	4	6	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	容器包装プラスチック類	t/ 年	8	6	5	4	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5
	ペットボトル	t/ 年	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	びん	t/ 年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	布類	t/ 年	0	0	2	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	新聞紙	t/ 年	1	2	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ダンボール	t/ 年	23	23	21	24	20	20	19	19	19	19	18	18	18	17
	紙パック	t/ 年	0	0	6	0	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1
	雑誌・雑がみ	t/ 年	36	53	37	39	38	37	37	36	36	35	35	34	34	33
	シュレッダー紙	t/ 年	16	16	18	19	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13
	災害廃棄物	t/ 年	106	0	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ふじみ野市・三芳町環境センター熱回収施設	搬入量 合計	t/ 年	24,673	24,519	25,046	24,400	24,508	24,306	24,152	23,898	23,693	23,455	23,290	22,990	22,749	22,545
	もやすごみ	t/ 年	23,131	22,934	23,073	22,590	22,774	22,575	22,420	22,174	21,973	21,742	21,579	21,291	21,057	20,860
	可燃性残渣	t/ 年	1,542	1,585	1,974	1,810	1,735	1,731	1,732	1,724	1,720	1,713	1,711	1,699	1,692	1,685
	搬出量 合計	t/ 年	2,163	2,219	2,257	2,250	2,192	2,174	2,160	2,137	2,119	2,098	2,083	2,056	2,034	2,016
	焼却灰	t/ 年	1,254	1,270	1,282	1,295	1,256	1,246	1,238	1,225	1,214	1,202	1,194	1,178	1,166	1,156
	飛灰	t/ 年	813	827	822	797	813	806	801	793	786	778	772	762	754	748
	不適物	t/ 年	28	23	64	73	38	38	37	37	37	36	36	35	35	35
	磁選物	t/ 年	69	100	89	84	85	84	84	83	82	81	81	80	79	78

表 資 -2-11 ごみ量の将来推計（施策を実施した場合）（つづき）

年 度		実績値				推計値											
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	
リサイクルセンター																	
	搬入量 合計	t/ 年	4,824	4,934	5,304	5,144	5,123	5,112	5,115	5,091	5,079	5,059	5,052	5,018	4,998	4,977	4,964
	もやさないごみ・粗大ごみ	t/ 年	2,446	2,508	2,833	2,521	2,630	2,624	2,626	2,613	2,607	2,596	2,592	2,575	2,564	2,553	2,546
	飲み物のかん	t/ 年	183	179	179	200	186	185	185	184	184	183	183	182	181	180	180
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	371	378	431	454	404	403	404	402	401	399	399	396	394	393	392
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,519	1,531	1,521	1,609	1,567	1,564	1,565	1,557	1,554	1,548	1,546	1,536	1,530	1,524	1,520
	ペットボトル	t/ 年	305	338	340	359	337	336	336	335	334	333	332	330	329	327	327
	搬出量 合計	t/ 年	4,824	4,934	5,304	5,144	5,123	5,112	5,115	5,091	5,079	5,059	5,052	5,018	4,998	4,977	4,964
	小型家電	t/ 年	151	158	31	36	116	115	116	115	115	114	114	113	113	112	112
	携帯電話	t/ 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃蛍光管	t/ 年	11	10	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	廃乾電池	t/ 年	29	30	28	32	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29
	廃家電線	t/ 年	4	3	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	処理困難物	t/ 年	0	0	16	17	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5
	廃自転車	t/ 年	100	106	142	36	118	118	118	118	117	117	117	116	115	115	115
	自転車タイヤ	t/ 年	9	10	12	4	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	金属類	t/ 年	713	710	819	823	762	761	761	758	756	753	752	747	744	741	739
	鉄千	t/ 年	364	249	289	272	307	306	306	305	304	303	302	300	299	298	297
	シュレッダースチール	t/ 年	148	259	328	317	250	250	250	249	248	247	247	245	244	243	243
	シュレッダーアルミ	t/ 年	17	33	39	43	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29
	スプレー缶アルミ	t/ 年	3	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	アルミ缶	t/ 年	134	137	135	160	138	138	138	137	137	136	136	135	135	134	134
	スチール缶	t/ 年	47	32	28	30	36	36	36	36	36	36	36	35	35	35	35
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	276	257	234	189	261	260	260	259	258	257	257	255	254	253	253
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,544	1,540	1,541	1,534	1,530	1,524	1,522	1,512	1,506	1,500	1,496
	ペットボトル	t/ 年	308	331	335	361	331	331	331	329	328	327	327	325	323	322	321
	可燃性残渣	t/ 年	1,442	1,528	1,849	1,697	1,639	1,636	1,637	1,629	1,625	1,619	1,617	1,606	1,599	1,592	1,588
	不燃性残渣	t/ 年	264	263	314	350	286	285	285	284	283	282	282	280	279	278	277
リサイクル工房																	
	搬入量 合計	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	搬出量 合計	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	可燃性残渣	t/ 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
民間中間処理施設 1																	
	搬入量 合計	t/ 年	709	655	658	687	693	692	692	689	688	685	684	680	677	674	673
	びん	t/ 年	709	655	658	687	693	692	692	689	688	685	684	680	677	674	673
	搬出量 合計	t/ 年	709	655	658	687	693	692	692	689	688	685	684	680	677	674	673
	ガラス類	t/ 年	676	668	617	677	672	671	671	668	667	664	664	659	657	654	652
	可燃性残渣	t/ 年	23	(26)	30	(2)	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	不燃性残渣	t/ 年	10	13	11	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11
民間中間処理施設 2		t/ 年															
	搬入量 合計	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,544	1,540	1,541	1,534	1,530	1,524	1,522	1,512	1,506	1,500	1,496
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,544	1,540	1,541	1,534	1,530	1,524	1,522	1,512	1,506	1,500	1,496
	搬出量 合計	t/ 年	1,511	1,524	1,504	1,580	1,544	1,540	1,541	1,534	1,530	1,524	1,522	1,512	1,506	1,500	1,496
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,434	1,441	1,410	1,465	1,457	1,454	1,455	1,448	1,445	1,439	1,437	1,428	1,422	1,416	1,412
	可燃性残渣	t/ 年	76	83	94	115	86	86	86	86	85	85	85	84	84	84	83

表 資 -2-11 ごみ量の将来推計（施策を実施した場合）（つづき）

年 度		実績値				推計値											
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)	
資源化量		t/ 年	9,053	8,948	8,915	9,065	9,146	9,194	9,265	9,289	9,336	9,368	9,402	9,421	9,454	9,452	9,433
資源化	直接資源化	t/ 年	2,791	2,679	2,732	2,978	2,837	2,911	2,992	3,058	3,131	3,200	3,253	3,325	3,396	3,428	3,431
	布類	t/ 年	343	311	362	414	377	376	376	375	374	372	372	370	368	367	366
	新聞紙	t/ 年	528	435	425	401	474	489	506	520	535	549	560	575	590	597	598
	ダンボール	t/ 年	722	691	752	908	737	759	783	804	826	847	863	886	907	917	919
	紙パック	t/ 年	33	31	38	37	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	43
	雑誌・雑がみ	t/ 年	1,136	1,180	1,125	1,180	1,186	1,221	1,260	1,292	1,328	1,361	1,387	1,422	1,457	1,473	1,475
	シュレッダー紙	t/ 年	30	30	31	38	29	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31
	中間処理後資源化	t/ 年	5,781	5,821	5,764	5,749	5,847	5,823	5,812	5,772	5,747	5,712	5,693	5,643	5,607	5,575	5,553
	セメント化	t/ 年	2,067	2,096	2,104	2,093	2,069	2,052	2,039	2,017	2,000	1,980	1,966	1,941	1,920	1,903	1,891
	焼却灰（セメント）	t/ 年	1,254	1,270	1,282	1,295	1,256	1,246	1,238	1,225	1,214	1,202	1,194	1,178	1,166	1,156	1,148
	飛灰（セメント）	t/ 年	813	827	822	797	813	806	801	793	786	778	772	762	754	748	743
	リサイクルセンター	t/ 年	1,603	1,616	1,633	1,513	1,649	1,645	1,646	1,638	1,635	1,628	1,626	1,615	1,608	1,602	1,598
	小型家電	t/ 年	151	158	31	36	116	115	116	115	115	114	114	113	113	112	112
	携帯電話	t/ 年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃蛍光管	t/ 年	11	10	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	廃乾電池	t/ 年	29	30	28	32	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29
	廃家電線	t/ 年	0	0	16	17	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	廃自転車	t/ 年	100	106	142	36	118	118	118	118	117	117	117	116	115	115	115
	自転車タイヤ	t/ 年	9	10	12	4	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	金属類	t/ 年	713	710	819	823	762	761	761	758	756	753	752	747	744	741	739
	ペットボトル	t/ 年	308	331	335	361	331	331	331	329	328	327	327	325	323	322	321
	容器包装以外のプラスチック類	t/ 年	276	257	234	189	261	260	260	259	258	257	257	255	254	253	253
	家具等	t/ 年	6	6	7	4	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	民間中間処理後	t/ 年	2,111	2,109	2,026	2,143	2,130	2,125	2,127	2,117	2,112	2,104	2,101	2,087	2,078	2,070	2,065
	びん	t/ 年	676	668	617	677	672	671	671	668	667	664	664	659	657	654	652
	容器包装プラスチック類	t/ 年	1,434	1,441	1,410	1,465	1,457	1,454	1,455	1,448	1,445	1,439	1,437	1,428	1,422	1,416	1,412
	集団資源回収	t/ 年	481	448	419	338	462	461	461	459	458	457	456	453	451	449	448
最終処分量		t/ 年	374	402	482	522	426	424	424	421	419	417	416	412	410	407	406
資源化	不適物	t/ 年	28	23	64	73	38	38	37	37	37	36	36	35	35	35	35
	磁選物	t/ 年	69	100	89	84	85	84	84	83	82	81	81	80	79	78	78
	処理困難物	t/ 年	4	3	4	3	6	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5
	不燃性残渣	t/ 年	273	275	325	362	297	297	297	296	295	294	293	291	290	289	288
1 年の日数		日	365	365	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	366
1 人 1 日あたりのごみ排出量		g/ 人・日	765	760	768	760	759	753	746	740	734	728	721	715	709	703	697
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量		g/ 人・日	591	589	599	606	606	603	599	595	592	588	584	581	577	573	570
1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量（資源物、集団資源回収を除く）		g/ 人・日	441	442	450	449	454	449	445	440	436	431	427	422	417	414	411
1 日あたりの事業系ごみ排出量		t/ 日	20	20	19	18	18	17	17	17	17	16	16	16	16	15	15
リサイクル率			28.4%	28.2%	27.7%	28.5%	28.7%	29.0%	29.2%	29.5%	29.8%	30.1%	30.3%	30.6%	30.9%	31.1%	31.2%
最終処分率			1.2%	1.3%	1.5%	1.6%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
1 人 1 日あたりの最終処分量		g/ 人・日	9.0	9.6	11.5	12.5	10.1	10.1	10.0	9.9	9.8	9.7	9.7	9.6	9.5	9.4	9.4

生活排水処理

第3章 (処理形態別人口の将来予測)

数値目標に基づき、将来目指すべき生活排水の処理形態別人口を推計した結果を表 資 -3-1 に示します。

区分	年度	実績値				推計値		
		平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
計画処理区域内人口	(人)	113,884	114,240	114,477	114,474	115,043	115,529	116,014
水洗化人口・生活雑排水処理人口	(人)	107,786	108,173	107,425	108,460	109,099	109,638	110,259
コミュニティプラント	(人)	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	(人)	3,902	3,842	2,781	3,687	3,690	3,659	3,576
公共下水道	(人)	103,884	104,331	104,644	104,773	105,409	105,979	106,683
農業集落排水施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	(人)	5,815	5,808	6,808	5,767	5,772	5,722	5,592
非水洗化人口	(人)	283	259	244	247	172	169	163
汲取し尿	(人)	283	259	244	247	172	169	163
自家処理	(人)	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0
生活雑排水処理率	(%)	94.6	94.7	93.8	94.7	94.8	94.9	95.0

区分	年度	推計値							
		令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)	令和 12 年度 (2030)	令和 13 年度 (2031)
計画処理区域内人口	(人)	116,500	116,986	117,267	117,550	117,832	118,114	118,396	118,547
水洗化人口・生活雑排水処理人口	(人)	110,882	111,509	111,938	112,372	112,805	113,239	113,673	113,982
コミュニティプラント	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽	(人)	3,491	3,407	3,315	3,223	3,131	3,038	2,944	2,847
公共下水道	(人)	107,391	108,102	108,623	109,149	109,674	110,201	110,729	111,135
農業集落排水施設	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	(人)	5,461	5,326	5,185	5,040	4,896	4,750	4,605	4,454
非水洗化人口	(人)	157	151	144	138	131	125	118	111
汲取し尿	(人)	157	151	144	138	131	125	118	111
自家処理	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
計画処理区域外人口	(人)	0	0	0	0	0	0	0	0
生活雑排水処理率	(%)	95.2	95.3	95.5	95.6	95.7	95.9	96.0	96.1

表 資 -3-1 処理形態別人口の予測結果